

第5次くらし男女共同参画プラン

平成29年度実施状況報告及び平成30年度以降事業計画

◇評価

- ◎ 事業計画どおり実施し、効果が現れた。
- 事業計画どおり実施したが、効果を把握することが困難。
または、効果が現れなかった。
- △ おおむね事業計画どおり実施したが、効果を把握することが困難。
または、効果が現れなかった。
- 事業未実施(事業廃止も含む)など。

◇施策の分類

- A… 施策そのものが男女共同参画の推進を目的とした施策。
- B… 施策の目的は男女共同参画ではないが制度そのもの、
または一部が男女共同参画の推進に資する施策。

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(1) 男女共同参画を実現する啓発活動

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 固定的役割分 担意識の解消と 男女共同参画に 向けた啓発活動 の推進	1	A	○「倉吉市男女共同参画推進月間」における啓発活動、男女共同参画推進講演会の開催	人権政策課	●6月を倉吉市男女共同参画月間として啓発等の取り組みを行った ・パネル展(倉吉駅自由通路、倉吉交流プラザ) ・倉吉パワーアップ講座 参加者59人 ・市男女共同参画推進まちづくり表彰 2団体表彰【講演会等】 ●あすをつくる倉吉女性塾主催講座(高齢者関係、災害時の人権関係)2回 参加者63人 ●女性パワーアップ講座 参加者31人 ●フォーラムinくらよし(めざせイクメン・イクボス)は、鳥取県中部地震により中止	●男女共同参画月間(6月)における催し ・パネル展示 ・倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰表彰式及びフォーラムinくらよし(倉吉市男女共同参画推進講演会) ●あすをつくる倉吉女性塾の開催2回 ●倉吉パワーアップ講座の開催2回 ※関連施策番号 7, 12, 29, 52	●6月を倉吉市男女共同参画月間として啓発等の取り組みを行った ・パネル展(倉吉駅自由通路、倉吉交流プラザ) ・フォーラムinくらよし(男女共同参画推進まちづくり表彰 5件表彰、ワークライフバランス講演会)開催 参加者46人 【講座】 ●あすをつくる倉吉女性塾主催講座(介護保険制度関係)1回 参加者51人 ●男女共同参画パワーアップ講座・プチ起業パワーアップ講座 参加者35人	◎	●市民や市民団体と共同して研修会等を企画・運営することができた。 ●男女共同参画を実現するための各種啓発を行った。 ●男女共同参画月間(6月)における催し ・パネル展示 ・フォーラムinくらよし(倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰表彰式及び倉吉市男女共同参画推進講演会)の開催 ●あすをつくる倉吉女性塾の開催2回 ●倉吉パワーアップ講座の開催2回	
	2	A	○「くらよし男女共同参画推進スタッフ」による啓発	人権政策課	●未実施(出前講座の要請がなく講師の紹介を行ったのみ) ●男女共同参画推進スタッフ(各地区推薦、公募)27名を委嘱し研修活動を行った。(6回、延べ58人参加)	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA、企業内研修会等での啓発活動 ※関連施策番号 16, 42, 46, 51	●各地区公民館・自治協議会と連携したスタッフの活用について周知・お願いをし、人権政策課に講師依頼のあった町内学習会8回のうち2回にスタッフにより朗読劇を通して啓発を行った。	○	年度はじめに各地区館長会や同和問題町内学習会事前学習会等を通してスタッフの出前講座等啓発活動について周知し、活動でき好評を得た。スタッフの啓発活動への参加は日時により都合がつく人に偏りがあり、多くのスタッフに平均的に関わってもらうことに困難はある。	
	3	A	○市の広報紙、ホームページを利用した広報・啓発活動	人権政策課	●市報、ホームページを利用し広報を行った。(9月号他)その他、ポスター、チラシ等による普及啓発を行った。 ●女性の登用状況について調査内容をホームページで公表した。	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用する	●市報、ホームページを利用し広報を行った。(9月号他)その他、ポスター、チラシ等による普及啓発を行った。 ●女性の登用状況について調査内容をホームページで公表した。	○	市報、ホームページによる広報は行ったがケーブルテレビの利用は未実施。	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用する。 利用するにあたっては、効果的な表現ができていたか、関係課及びスタッフ会等市民の意見を聴く。
				人権文化センター	●センターだよりによる広報・啓発、イベントの案内を行った。 ●地域行事の取り組みにおいて意識して男女共同の組織づくりに努力した。	●センターだより、ホームページやチラシ等を利用した広報・啓発活動 ●地域住民、自治公民館活動、PTA等と連携した啓発活動を継続していく。	●センターだよりによる情報提供を行った。	◎	男女共同参画週間に合わせてセンターだよりを発行し情報提供した	●センターだよりによる情報提供を行う。
	4	A	倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰	人権政策課	男女共同参画推進月間においてパワーアップ講座と併せて表彰式を実施 応募件数2件	男女共同参画推進に関わる啓発を進めるとともに応募件数の増加をめざし表彰制度の周知を強化する。 ※関連施策番号 1(啓発)、29、31(まちづくり)	男女共同参画推進月間に男女共同参画フォーラムin倉吉としてワークライフバランス講演会と併せて表彰式を実施 応募件数5件 (施策番号1参照)	◎	自治公民館2件、事業所2件、個人1件と3分野、計5件を表彰。それぞれの取組を表彰し周知することにより市民及び事業所への男女共同参画の取組の参考となった。	男女共同参画推進に関わる啓発を進めるとともに応募件数の増加をめざし表彰制度の周知を強化する。
	5	A	○市民意識や実態を調査し分析・研究、情報提供の充実	人権政策課	●未実施	●倉吉市民意識調査を利用し、調査、分析、情報提供を行う	●男女共同参画を人権学習町内学習会のテーマとした自治民館において、市民意識調査の結果について情報提供し、啓発を行った。	○	数値の確認をするのみで調査、分析、情報提供をするに至らなかった。	●倉吉市民意識調査を利用し、調査、分析、情報提供を行う
	6	A	○男性を中心とした男女共同参画に関する学習の取り組み	人権政策課	●フォーラムinくらよし(めざせイクメン・イクボス)により計画したが、鳥取県中部地震により中止 ●人権のために学ぶ同和教育講座(テーマ:子どもの人権)において子どもとの関わりの中で子どもの人権を考える内容であったが男性講師の子育て体験談もあり男女共同参画に関連するもので反響があった。参加人数 78名	●男性にとっての男女共同参画に関する各種講演会等を開催する。 ●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館、地区人権教育研究会(推進協議会)等と連携し、人権に関する研修等を実施	●男性にとっての男女共同参画に関する講演会は未実施。 ●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館、地区人権教育研究会(推進協議会)等と連携し、男女共同参画等の人権に関する町内学習会を実施	○	男女共同参画をテーマにした町内学習会において、男性の育児参加やワークライフバランスについて研修し振り返る機会を提供した。	●男性にとっての男女共同参画に関する各種講演会等を開催する。 ●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館、地区人権教育研究会(推進協議会)等と連携し、人権に関する研修等を実施
				人権文化センター	●男性を対象の料理居室を行った。(1回11人)(あたご) ●男の料理教室を通じて、地域の組織づくりが円滑になり、高齢者とのつながりを築き取り組みともなってきた。はばたき	●男性を対象にした料理教室等の開催(あたご) ●(さわやか)男性が参加しやすい事業を検討する。 ●料理教室の継続と様々な内容の学習の機会として活用していく。はばたき	●男の料理教室を他の事業と組み合わせ実施し、他の世代との交流の機会となった。	○	●まちづくりを考えていくうえで、様々な意見が聞かれ有効な場となった。	●男性が参加しやすい事業を検討する。(さわやか) ●今後、町の人口の高齢化を見据えて、にこにこサロンの中で男性が調理作業の役割を担う機会をつくり、「男の料理」としてプログラム化していく。(はばたき)
7	A	○多様な働き方に関する情報提供	人権政策課	●フォーラムinくらよし(めざせイクメン・イクボス)により計画したが、鳥取県中部地震により中止	●スタッフ会・女性塾等研修会、市主催講座等の実施により情報提供を行う。 ※関連施策番号 1	●プチ起業パワーアップ講座を開催し、自分のやりたことを仕事にする働き方について情報提供を行った。17名参加。	○	参加人数が伸びなかったが、起業したい方への情報提供につながった。	●スタッフ会・女性塾等研修会、市主催講座等の実施により情報提供を行う。	
【施策②】 メディアにおける 人権尊重の推進	8	A	○学校での学習活動	学校教育課	●児童生徒の発達段階に応じて、身の回りにある多種多様な情報の中から、必要とする価値ある情報を収集し、情報の働きや意味を考えて適切に行動できるよう学習を積み上げた。	●善悪の判断力や主体的な態度育成のために情報モラル教育を推進していく。	●児童生徒の発達段階に応じて、身の回りにある多種多様な情報の中から、必要とする価値ある情報を収集し、情報の働きや意味を考えて適切に行動できるよう学習を積み上げた。 ●外部講師を招聘し、児童・生徒対象の「メディア教育講演会」を実施した。	○	各校の実情に合わせてメディア教育に詳しい専門家による講演会等を実施した。メディア使用に関わる児童生徒間のトラブルは報告されていない。	●外部講師による「メディア教育講演会」の実施 ●教職員による授業で指導を実施 ●教職員研修の実施

【施策②】 メディアにおける 人権尊重の推 進	9	A	○地域住民、保護者等 を対象にした学習活動	生涯学習課	●地区青少年育成協議会の活動において情報モラル等に関する啓発(チラシ配布)を実施した。	●各地区青少年育成協議会の活動において、必要に応じて啓発・学習活動を実施	●地区青少年育成協議会の活動や打吹まつり、公民館まつりにおいてメディア・リテラシーの啓発を実施した。	○	●各地区における行事等の機会やイベント等の人が多く集まる機会を通じ広く啓発を行うことができた。	●各地区青少年育成協議会の活動において、必要に応じて啓発・学習活動を実施
				学校教育課	●情報モラルに関する内容を保護者講演会や教育を考える会等で行ったり、学校便り等で保護者、地域の方と連携を図った。	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動を行う。 ●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動を行う。	●外部講師を招聘し、保護者対象の「メディア教育講演会」を実施した。 ●学校保健委員会、学年・学級懇談会でメディア使用に係る話し合いの場を設けた。 ●学校だより、保健だより等を活用した保護者への情報提供や啓発ができた。	○	メディア使用に関して、保護者が児童・生徒と振り返り機会を提供できた。	●外部講師による「メディア教育講演会」や学校保健委員会・学級懇談会等の開催 ●学校便り等を活用した保護者への情報提供や啓発
				子ども家庭課	未実施	●保育所等保護者研修会を通じた啓発 ●子育て総合支援センターで父母・祖父母・地域住民対象のセミナーを開催	未実施	-	●地域、各種団体が実施する研修会等の周知	
				保健センター	●乳幼児健診等でアンケート及び保健指導の実施	●乳幼児健診等でアンケート及び保健指導の実施	●乳幼児健診等でアンケート及び保健指導の実施	○	乳幼児健診で保護者にアンケート及び保健指導を実施した。	●乳幼児健診等でアンケート及び保健指導の実施
				人権政策課	未実施	●各種学習機会を計画・実施する中で、インターネットによる被害や性差別に繋がる描写の課題など、メディアリテラシーについての情報も提供していく。	●各種啓発事業のチラシを配布し情報提供した。	○	情報提供に留まった。	●各種学習機会を計画・実施する中で、インターネットによる被害や性差別に繋がる描写の課題など、メディアリテラシーについての情報も提供していく。

重点目標(2) 政策・方針決定における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 審議会等への 女性の積極的 登用	10	A	○審議会・委員会における委員の選出方法の見直しと工夫	人権政策課	●女性登用に向け事前協議等しっかり行うよう、選任時に市長決裁とするとともに、選考方法等について検討するよう担当課に通知できなかった。 ●市の審議会等における女性登用率 H22年22.8%→H23年25.3%→H24年26.5%→H25年26.7%→H26年29.9%→H27年31.6%→H28年30.6% (※4次プラン中5年間で8.8%)	●女性登用に向け事前協議等しっかり行う。また、女性塾等での人材育成と市民への啓発と協力依頼を行う ●「倉吉市における男女共同参画推進について」を着実に実行する	●「倉吉市における男女共同参画推進について」をもとに女性登用に向け事前協議を行えた。	○	審議会・委員会における委員の選出方法についてH25年度に作成した「倉吉市における男女共同参画推進について」が定着しており市長決裁や人権局への事前協議をする課はあった。委員候補として男性しか人材のない分野には選出方法の見直しの課題が残る。	●審議会・委員会の改選の時期及び条例等の整理・確認をし、女性または男性委員の少ない審議会において条例改正等で公募委員枠の設置の検討を関係課と協議する。また、女性または男性登用に向け事前協議等を行う。また、女性塾等での人材育成と市民への啓発と協力依頼を行う ●「女性人材登録制度」、「倉吉市における男女共同参画推進について」を周知し着実に実行する
				人権文化センター	●センター運営委員は充て職でお願いしている方がほとんどであるため、特に女性登用ということにこだわらずに選出している状況。(あたご、さわやか) ●人権文化センターの運営委員会としては、充て職からの選出となっていて、20人中4人が女性となっている。(はばたき)	●運営協議会委員の女性登用に向け、各団体選出委員を充て職以外となるよう依頼する等事前協議等を行う。	運営委員の任期途中につき見直し未実施	-	●運営委員会の地区代表に女性を登用するよう働きかけをする。 (センター事業の見直しをして、今後、どのような視点が必要なのかを検討して、委員の選出にあたらなければならない。)	
				総務課	倉吉市情報公開・個人情報保護審査会の委員5人中、2人を女性に委嘱している。そのうち1名は倉吉男女共同参画推進会議からの推薦をお願いしている。	現在の委員の任期が平成30年1月18日までであり、引き続き女性が3割以上となるよう取組む。	倉吉市情報公開・個人情報保護審査会の委員5人中、2人を女性に委嘱している。1名の女性委員については任期満了後交代となったが、新規委員についても女性に委嘱したしており、引き続き女性が3割以上となるよう取組んでいる。	○	新規の委員については倉吉市人権教育研究会から推薦されており、女性の視点のみならず、あらゆる人権に係る視点から会議の中で御意見を頂ける環境となっている。	現在の委員の任期が平成32年1月18日までであり、引き続き女性が3割以上となるよう取組む。
				保険年金課	改選後、女性登用率が4割を超えた。(16名中7名、43.8%)	●引き続き、審議会等への女性の積極的登用に努める。	【任期:平成28年7月25日～平成30年7月24日】女性登用率が4割を超えている。(16名中7名、43.8%)	◎	国保運営協議会委員の推薦に当たり、推薦団体に対し女性の積極的な登用を依頼した結果、女性登用率で設定された40%を達成できている。	●引き続き、審議会等への女性の積極的登用に努める。
				長寿社会課	●介護保険高齢者福祉施策に係る審議会等の役員改選時ではなかったため、選出していない。	●審議会等の開催及び役員改選時において、女性委員の積極的登用を行う	●いきいき長寿社会推進協議会の役員改選があり、女性委員の積極的登用を行った。	◎	改選時に女性委員の積極的登用を行った。	●審議会等の開催及び役員改選時において、女性委員の積極的登用を行う
				保健センター	●委員の改選なし	●女性の積極的登用を行う	●委員の改選なし	-	●委員の改選なし	●女性の積極的登用を行う
				農林課	●改選期に伴い新たに委員を委嘱。委員14人のうち女性6人 ●平成28年8月に倉吉市農林振興協議会を開催	●倉吉市農林振興協議会委員の選任(平成28、30、32年度)にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数を委員の総数の10分の4未満としないようにする	未実施	-	早急に必要協議事項がなかったため開催までに至らなかった。	●倉吉市農林振興協議会委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数を委員の総数の10分の4未満としないようにする ●倉吉市農林振興協議会を1回開催
				商工観光課	未実施(改選なし)	●平成29年度改選し、地域産業振興戦略会議を開催し、女性の意見を反映した地域産業ビジョンの進捗管理を行う。	地域産業振興戦略会議を2回開催し、女性の意見を反映した地域産業ビジョンの進捗管理を行った。	◎	地域産業振興戦略会議委員改選にあたり、女性の登用を積極的におこなった。登用率33.3%。	委員改選予定なし
				学校教育課	●審議会の構成を考慮しながら、女性委員の登用を行った。	●諸会議委員への女性の積極的登用。	●平成29年度中に改選を迎える諸会議委員への女性の積極的登用。	○	各会議の構成を考慮しながら、女性委員の登用を行った。	●諸会議委員への女性の積極的登用。
				給食センター	9割近くの女性登用率で、学校給食委員会を開催することができた。	引き続き、審議会等への女性の積極的登用に努める	8割を超える女性登用率で、学校給食委員会を開催することができた。	◎	8割を超える女性登用率となり、審議会等への女性の積極的登用を図ることができた。	引き続き、審議会等への女性の積極的登用に努める
				博物館	●未実施(委員の改選なし)	改選期を迎える年度において審議会等への女性の積極的登用を行う。	博物館協議会委員の改選があり、女性登用率は増加した。(8名中2名、25%)	○	博物館の運営・活動について、意見を反映することができた。	委員は学識経験者、学校教育、社会教育関係者から選考。現在、女性2名。今後、さらなる女性選考についての取り組みが課題。

【施策①】 審議会等への 女性の積極的 登用	11	A	○女性人材登録制度への登録の推進	人権政策課	3年に1度登録者に対し登録内容の再確認を行い訂正・削除を行うが、再確認の年に当たり確認したところ登録者37のうち3名が削除。新規登録者1名で28年度末登録者は36名。	●登録者50人を目標に取り組む ※H23.4創設した制度:学習会の講師や、審議会等の女性委員の選任等に活用	28年度末に3年に一度の登録確認を行ったところ登録を希望しない人が3名あり4月1日現在で33名。年度中に3名の登録者が追加され、29年度末時点で登録者数、36名。	◎	追加登録された登録者が委員に選定された。	●登録者50人を目標に取り組む ※H23.4創設した制度:学習会の講師や、審議会等の女性委員の選任等に活用
【施策②】 能力開発と人材 育成	12	A	○市内の女性団体や男女共同参画推進団体との連携・協働による講座の開催	人権政策課	●あすをつくる倉吉女性塾主催講座(高齢者関係、災害時の人権関係)2回開催。参加者延べ人数63人 ●フォーラムinくらよしは地震のため中止。	●あすをつくる倉吉女性塾との共催講座の開催 2回 ※関連施策番号 1	●あすをつくる倉吉女性塾との共催講座の開催(介護保険制度関係)1回 参加者51人 あすをつくる倉吉女性塾が市長とのふれあいトーク開催により講座開催は1回となったが好評であった。	◎	多くの市民の興味のある講座開催となった。	●あすをつくる倉吉女性塾との共催講座の開催 2回
				人権文化センター	(さわやか)地域での課題や思っていることなどについて意見交換できた。 ●一昨年度から、女性話そう会の参加者を女性に限定せず、男性の参加も求めてきた。継続して啓発してきた。はばたき	●男女共同参画の地域づくりを意識した学習内容を考えて開催していく。はばたき	(さわやか)地域での課題や思っていることなどについて意見交換できた。 (はばたき)●女性話そう会の内容として、地域の女性だけの学習会にならないようなテーマにして開催してきた。男性の参加を同時に求めて開催した。	△	(はばたき)●女性話そう会の内容として、地域の女性だけの学習会にならないようなテーマにして開催してきた。男性の参加を同時に求めて開催した。	(はばたき)●女性話そう会の内容として、地域の女性だけの学習会にならないようなテーマにして開催してきた。男性の参加を同時に求めて開催した。
	13	A	○鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との連携、研修会の開催	人権政策課	●7月6日にスタッフ会研修をよりん彩講師のもと実施したが、時期的に地区の行事と重なる日となったため5人の参加に留まった。 ●4月23日開催の「よりん彩記念日フォーラム」の企画・運営に参画した。 ●よりん彩主催講座チラシを市の各施設に設置及び庁内掲示板で周知した。	●スタッフ会研修会の開催 ●よりん彩主催講座のPR	●5月23日にスタッフ会研修をよりん彩講師のもと実施した。14人参加。 ●6月17日開催の「よりん彩記念日フォーラム」の企画・運営に参画した。 ●よりん彩主催講座チラシを市の各施設に設置及び庁内掲示板で周知した。	◎	スタッフ研修会研修については、年度初めに開催し、内容も身近なもので好評だったため、町内学習会にも活用できる内容であり、学習会においても好評だった。	●スタッフ会研修会の開催 ●よりん彩主催講座のPR

重点目標(3) 男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	14	A	○就学前教育・保育・学校教育における人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導の充実	学校教育課	●人権教育全体計画・年間指導計画に基づき実践。 ●全教科全領域で、性別にとられない、個性・能力・進路希望等に応じた指導を実施。 ●「赤ちゃんふれあい会」等の実施。 ●中学生の保育実習の実施。 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施。	●人権教育全体計画・年間指導計画に基づき実践。 ●全教科全領域で、性別にとられない、個性・能力・進路希望等に応じた指導を実施 ●「赤ちゃんふれあい会」等の実施 ●中学生の保育実習の実施 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施	●人権教育全体計画・年間指導計画に基づき実践。 ●全教科全領域で、性別にとられない、個性・能力・進路希望等に応じた指導を実施。 ●協力して物事を成し遂げる場の設定 ●「赤ちゃんふれあい会」等の実施。 ●中学生の保育実習の実施 ●中学校における性教育講演会の実施 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施。	◎	各校に於いて、計画に基づき、実施した。	●人権教育全体計画・年間指導計画に基づき実践。 ●全教科全領域で、性別にとられない、個性・能力・進路希望等に応じた指導を実施 ●「赤ちゃんふれあい会」等の実施 ●中学生の保育実習の実施 ●中学校における性教育講演会の実施 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施
				子ども家庭課	●保育指針等に基づき、日常において食育におけるクッキング事業等の男女共同参画を意識した保育を行った。 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れを行った。 ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施し、幼児期からの男女共同参画の意識付けを行った。	●日常の保育を通じた児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施 ※施策番号47と同じ	●保育指針等に基づき、日常において食育におけるクッキング事業等の男女共同参画を意識した保育を行った。 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れを行った。 ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業を実施し、人権意識や男女共同参画の意識を高めた。	○	●乳幼児の発育、成長過程やクッキング事業等を通じて男・女児ともに家事育児に関心を持つ姿が見られた。	●日常の保育を通じた児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施
				保健センター	●小学校の児童を対象に、助産師及び保健師がいのちの教育を実施 12校 370人	●小学校の児童を対象に、助産師及び保健師がいのちの教育を実施(可能な限り高学年で実施) ●思春期保健対策講演会の開催	●小学校の児童を対象に、助産師及び保健師がいのちの教育を実施 9校 247人	○	小学校と連携して自分や他者を大切に育てていくために、自分たちに何が出来るのかを考える場とした。また、視覚教材をパワーポイントを用いたものにする事でわかりやすく伝えることができた。	●小学校の児童を対象に、助産師及び保健師がいのちの教育を実施(可能な限り高学年で実施) ●思春期保健対策講演会の開催
○保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進	15	A	学校教育課	●呼びかけは行っているが、父親の参加率はなかなか上がらない。	●保護者活動への男性の参画と役割への女性参画の促進についてPTA代表と話し合いを行っていく。	●PTA活動における父親への活動参加の呼びかけ ●文化祭に「おやじの会」が参加の学校あり ●学校周辺整備活動への父親の参加多数	△	呼びかけは行っているが、父親の参加率はなかなか上がらない。行事への父親の参加は増えている。	●PTA活動における父親への活動参加の呼びかけ	
			子ども家庭課	●保護者会活動への父親の参加の呼びかけを行うとともに、参観日・奉仕作業等での父親の自主的な参加がみられた。また、母親が会長職へ就任することや役員会への参画がなされていた。	●保護者会との連携による実施	●保護者会活動への父親の参加の呼びかけを行うとともに、参観日・奉仕作業等での父親の自主的な参加がみられた。また、母親が会長職へ就任することや役員会への参画がなされていた。	○	●仕事と子育ての両立させる中で、各家庭での仕事、家事、育児等の役割分担がされている。	●保護者会との連携による実施	
○各地区公民館・自治公民館・保護者会活動等における学習機会の提供、住民への情報提供	16	A	人権政策課	●スタッフ会を対象とした研修会 2回開催。 ●スタッフ会による啓発活動の要請がなかった。 ●町内学習会開催時の講師紹介 2件	●スタッフ会研修会の開催 ●スタッフ会による啓発活動(出前講座)を地区公民館、同和教育町内学習会で活用できるよう情報提供をする。 ※関連施策番号 2, 42, 46, 51 ●町内学習会開催時の講師紹介 ※関連施策番号 41	●スタッフ会を対象とした研修会 2回開催。施策番号13 ●スタッフ会による啓発活動を町内学習会で活用してもらうよう館長会等で情報提供を行い、啓発活動を2回行った。施策番号2 ●町内学習会開催時の講師紹介依頼がなかった。	◎	●スタッフ会において地域活動における男女共同参画の必要性について意見交換できた。 ●スタッフ会による啓発活動の活用について情報提供ができた。	●スタッフ会研修会の開催 ●スタッフ会による啓発活動(出前講座)を地区公民館、同和教育町内学習会で活用できるよう情報提供をする。 ●町内学習会開催時の講師紹介	
			地域づくり支援課	●倉吉市自治公民館連合会と調整のうえ各自治公民館へ班回覧等、随時情報提供を行った。	●学習機会の開催にあたり自治公民館に情報提供等で班回覧が必要な場合、倉吉市自治公民館連合会と必要な調整を行う。	●倉吉市自治公民館連合会と調整のうえ各自治公民館へ班回覧等、随時情報提供を行った。	○	●自治公民館への学習機会の提供で行うのは各所管課であるが、当課では、自治公民館連合会に対する説明の機会を設け、情報を提供する事ができた。おおむね事業計画通りであった。	●学習機会の開催にあたり自治公民館に情報提供等で班回覧が必要な場合、倉吉市自治公民館連合会と必要な調整を行う。	
			生涯学習課	●地区公民館事業として男女を問わず誰でも参加できる事業を実施した。 ●人材銀行制度の啓発、講座開催の支援を行った。	●地区公民館事業として男女を問わず誰でも参加できる事業を推進する。 ●人材銀行制度の啓発、講座の支援を行う。	●地区公民館事業として男女を問わず誰でも参加できる事業を実施した。 ●人材銀行制度の啓発、講座開催の支援を行った。	○	●人材銀行制度について、団体等に周知し、人材銀行を活用した学習機会の提供を行うことができた。	●地区公民館事業として男女を問わず誰でも参加できる事業を推進する。 ●人材銀行制度の啓発、講座の支援を行う。	
			学校教育課	●人権教育・性教育参観日の懇談会で研修等を行った。	●人権教育・性教育参観日の懇談会を活用し、男女平等意識を啓発。 ●保護者研修の実施や研修情報の提供。	●学習参観等を通して、男女平等意識を啓発。 ●保護者研修の実施や研修情報の提供。	△	参観日等で、男女平等意識を啓発する学習を実施した学校は多くない。	●人権教育・性教育参観日の懇談会を活用し、男女平等意識を啓発。 ●保護者研修の実施や研修情報の提供。	

重点目標(4) 男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶(倉吉市DV防止計画)

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進	17	A	○ドメスティック・バイオレンスの防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動	人権政策課	●市報、ホームページを利用して啓発及び相談先等の情報提供を行った。 ●毎年11/12～25に行われる、「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター、チラシによる周知を行った。	●女性塾・スタッフ会等で研修会の情報提供を行う。また、市報、ホームページを利用して情報提供する。	●毎年11/12～25に行われる、「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター、チラシによる周知を行った。	○	●女性塾・スタッフ会等で研修会の情報提供を行う。また、市報、ホームページを利用して情報提供する。	
				人権文化センター	●センターだより等で広報啓発、イベントの案内等をした。 ●児童センターとの連携して、関係機関と連携し見守り活動に取り組んだ。思春期児童への啓発に努めた。	●センターだより、ホームページやチラシ等を利用した広報・啓発活動。チラシによる情報提供をする。 ●各自が、意識して予防、防止するための知識と認識が持てるための啓発になるよう努力する。地域社会あげての抑止、防止体制となるよう啓発を継続する。	●未実施(さわやか) ●センターだよりを利用した情報発信啓発活動にとどまった。(はばたき)	○	●抑止・防止体制を地域につけていくことも大切だが、現在、DVや虐待にあってはいる当事者が、相談や救いを求められる施設であることのPRも必要で重要である。発信していく。(はばたき)	
				子ども家庭課	●婦人相談 77件 延98件 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした啓発活動 11/11,14街頭キャンペーン 11/17～11/25パネル展示(倉吉交流プラザ) ●各種研修会へ参加	●婦人相談員等による情報提供 ●11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした啓発活動の推進。県作成のパンフレット、緊急連絡先カードの配布、街頭広報 ●職員研修の実施	●婦人相談 83件 延111件 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした啓発活動 11/10,14街頭キャンペーン 11/10～11/24パネル展示(倉吉交流プラザ) ●各種研修会へ参加	○	●随時、相談対応、情報提供を行った。 ●潜在化、重篤化を防ぐため、DV防止、相談窓口の啓発活動を充実していく必要がある。	●婦人相談員等による情報提供 ●11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした啓発活動(パンフレット、緊急連絡先カード)の配布、街頭広報 ●職員研修の実施
				学校教育課	●ホワイトボードミーティングを活用するなど各学校で工夫をし、自分の気持ちを言葉で伝えられる児童生徒の育成を行った。	●男女が共に支え合って生きていくことの大切さを発達段階を考慮し、性意識の変化が始まるとされる小学校中学年を主な対象として実施する。 ●ホワイトボードミーティングを活用するなど各学校で工夫をし、自分の気持ちを言葉で伝えられる児童生徒の育成を行う。	●中学校でデートDVに関する学習を実施した。 ●自分の言葉で意思表示をする児童生徒の育成に努めた。	△	●人権教育を中心にしたお互いを尊重しあう態度や心身の育成 ●学校生活全般で、自分の気持ちを言葉で伝えられる児童生徒の育成 ●中学校の学活で、デートDV等に関する学習の実施	
	18	A	○セクシュアル・ハラスメント防止のための講演会等の開催、情報提供、啓発活動	人権政策課	●市報、ホームページを利用して情報提供を行った	●女性塾、スタッフ会等の研修会で情報提供を行う。また、市報、ホームページ等を利用して情報提供を行う。	●市報、ホームページを利用して情報提供を行った。 ●倉吉市人権教育研究会起業活動委員会等三者合同研修会で様々なハラスメントに関する研修会を実施した。	○	●女性塾、スタッフ会等の研修会で情報提供を行う。また、市報、ホームページ等を利用して情報提供を行う。	
				人権文化センター	●センターだより、チラシによる情報提供を行った。(さわやか) ●センターだよりによる啓発活動にとどまらなかった。(はばたき)	●センターだよりによる情報提供 ●地域の意識、認識を向上させるために、学習会等の開催、情報提供、啓発活動を継続する。	●未実施(さわやか) ●センターだよりによる発信・啓発にとどまった。(はばたき)	○	●広報・啓発活動として十分とは言えない。周知に努力を要する。(はばたき)	●センターだよりによる情報提供 ●配偶者からの暴力、人権侵害について、何がそれにあたるのか発信啓発していくこと、暴力等を受けている当事者が自覚できるよう発信し、また、相談を受け付ける窓口であることも周知していく(はばたき)
				商工観光課	4回実施	●同和問題企業連絡会企業内研修として、企業の照会に対して講師の推薦を行う	4回実施	○	講師を推薦するが、必ずしも施策内容と希望講師は一致していない	●同和問題企業連絡会企業内研修として、企業の照会に対して講師の推薦を行う
	19	A	○パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)等各種ハラスメントに関する情報提供、啓発活動	人権政策課	●情報提供については未実施	●市報、ホームページ等で情報提供を行う。	●情報提供については未実施 施策番号18 ●企業研修においてマタニティハラスメントについて啓発を行った。1社	○	●市報、ホームページ等で情報提供を行う。	
	【施策②】 相談・支援体制の充実	20	○ドメスティック・バイオレンスに関する相談・支援体制の充実	子ども家庭課	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等へ相談窓口を掲載 ●婦人相談員、母子・父子自立支援員配置 ●各種研修会へ参加 ●学校、保育園・こども園、医療保険、手当関係等庁内関係課連携し、DV被害者支援を実施	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等へ相談窓口を掲載 ●婦人相談員、母子・父子自立支援員配置 ●各種研修会へ参加 ●学校、保育園・こども園、医療保険、手当関係等庁内関係課連携し、DV被害者支援を実施	○	●相談窓口の周知を図った。 ●関係機関、庁内関係部署と連携しながら対応した。	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施
				学校教育課	●子どもの様子を日々注意深く観察することで、DV被害の疑いのある児童生徒・保護者を早期発見し、児童相談所・子ども家庭課等の関係機関と連携して支援を実施した。	●全教職員で、子どもの様子を日々注意深く観察することによりDV等を早期発見 ●児童生徒と教職員、保護者と教職員間における、相談しやすい環境を作り ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施 ●関係機関と連携した、DV被害にあった児童生徒・保護者に対する支援の実施	●日々の学校生活の諸活動を通し、児童・生徒と教職員が話しやすい関係を構築するよう努めた。 ●日々の日記、定期的に行う生活アンケート等で、児童・生徒の悩みを教員が掴むよう努めた。 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等悩みを打ち明けられる第三者がいることを伝え、相談活動を充実させた。	○	●全教職員による児童・生徒の見守りと、必要な情報共有ができた。	●全教職員で、子どもの様子を日々注意深く観察することによりDV等を早期発見 ●児童生徒と教職員、保護者と教職員間における、相談しやすい環境を作り ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施 ●関係機関と連携した、DV被害にあった児童生徒・保護者に対する支援の実施
				人権政策課	●市民等からの相談に関係機関と連携して対応するため、ホームページやリーフレット等で、ニーズや緊急性に応じて他機関が開設する専門の相談窓口を紹介しているが、人権局に直接の相談はなかった。	●人権相談窓口を開設し、性別による差別的取扱いやDV等の人権侵害等に関する相談に対応する	●市民等からの相談に関係機関と連携して対応するため、ホームページやリーフレット等で、ニーズや緊急性に応じて他機関が開設する専門の相談窓口を紹介しているが、人権局に直接の相談はなかった。	-	●人権相談窓口を開設し、性別による差別的取扱いやDV等の人権侵害等に関する相談に対応する	

【施策②】 相談・支援体制 の充実	21	A	○関係機関と連携した 被害者及びその家族に 対する支援の充実	子ども家庭課 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ 等へ相談窓口を掲載 ●婦人相談員、母子・父子自立支援員配置 ●各種研修会へ参加 ●学校、保育園・こども園、医療保険、手当関係等庁 内関係課連携し、DV被害者支援を実施 ●関係機関、施設等と連携して対応した。	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ 等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ 等へ相談窓口を掲載 ●婦人相談員、母子・父子自立支援員配置 ●各種研修会へ参加 ●学校、保育園・こども園、医療保険、手当関係等 庁内関係課連携し、DV被害者支援を実施 ●関係機関、施設等と連携して対応した。	○	●相談窓口の周知を図った。 ●関係機関、庁内関係部署と連 携しながら対応した。	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ 等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施
			人権政策課	●ホームページに掲載。 ●関係機関に係る連絡先等を庁舎、各人権文化セン ターにリーフレットを設置	●関係機関の連絡先等の把握と周知	●ホームページに掲載。 ●関係機関に係る連絡先等を庁舎、各人権文化セン ターにリーフレットを設置	○	情報提供をしているが、問合せは なかった。	●関係機関の連絡先等の把握と周知
22	A	○セクシュアル・ハラス メントに関する相談・支 援体制の充実	人権政策課	●市民からの相談なし	●市民からの相談について関係課、関係機関と連 携し対応する	●市民からの相談なし	-		●市民からの相談について関係課、関係機関と連 携し対応する

重点目標(5) 男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 男女の健康支 援と妊娠・出産 など女性の健康 と権利の啓発	23	B	○妊娠・出産に関する 制度の充実	保健センター	●妊産婦・乳幼児訪問指導 保健師又は母子保健推進員による訪問指導の実 施 ●妊婦健康診査 延4,475人 医療機関に委託して実施する。 妊婦健診14回を公費で助成 ●妊婦歯科検診 135人 歯科医療機関に委託して実施する。 妊婦の歯科検診1回を公費で助成 ●母親学級・両親学級の実施 4回 妊婦42人・妊婦の夫35人 ●マタニティサロン(月1回)の実施 11回 延17人 ●特定不妊治療・人工授精に係る費用の一部助成 特定不妊治療費助成:38人 人工授精助成:12人 ●不育治療に係る費用の一部助成:0件	●妊産婦・乳幼児訪問指導 保健師・助産師又は母子保健推進員による訪問 指導の実施 ●妊婦健康診査 医療機関に委託して実施する。 妊婦健診14回を公費で助成 ●妊婦歯科検診 歯科医療機関に委託して実施する。 妊婦の歯科検診1回を公費で助成 ●母親学級・両親学級の実施 ●特定不妊治療・人工授精に係る費用の一部助成 ●不育治療に係る費用の一部助成 ●妊娠・出産包括支援事業の実施	●妊産婦・乳幼児訪問指導 保健師又は母子保健推進員による訪問指導の実 施 ●妊婦健康診査 延5,010人 医療機関に委託して実施する。 妊婦健診14回を公費で助成 ●妊婦歯科検診 135人 歯科医療機関に委託して実施する。 妊婦の歯科検診1回を公費で助成 ●母親学級・両親学級の実施 12回 妊婦77人・妊婦の夫52人 ●特定不妊治療・人工授精に係る費用の一部助成 特定不妊治療費助成:39人 人工授精助成:14人 ●不育治療に係る費用の一部助成:0件	○	妊産婦の健康を保持増進するた めに健診・教育・家庭訪問により 保健指導を実施した。また、不妊・ 不育治療費の助成を行った。	●妊産婦・乳幼児訪問指導 保健師・助産師又は母子保健推進員による訪問 指導の実施 ●妊婦健康診査 医療機関に委託して実施する。 妊婦健診14回を公費で助成 ●妊婦歯科検診 歯科医療機関に委託して実施する。 妊婦の歯科検診1回を公費で助成 ●母親学級・両親学級の実施 ●特定不妊治療・人工授精に係る費用の一部助成 ●不育治療に係る費用の一部助成 ●妊娠・出産包括支援事業の実施
	24	A	○男性の自立支援を図 る講座の開催	保健センター	●男性の自立支援を図る講座は実施なし	●健康教育、訪問指導、健康相談等の中で要望に 応じて実施	●男性の自立支援を図る講座は実施なし	-	-	●健康教育、訪問指導、健康相談等の中で要望に 応じて実施
	25	B	○リプロダクティブ・ヘル ス/ライツに関する情報 提供	保健センター 人権政策課 学校教育課	●各種事業を通じて情報提供を実施 第5次くらし男女共同参画プラン概要版を作成し、 その中に掲載し、各関係機関、自治公民館等に配布 し情報提供した。 ●性教育年間指導計画に基づき指導を実施。 ●4中学校での性教育講座を実施した。 ●全13小学校で「命の教育」を実施した。	●リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修会等 の開催について市報、ホームページ等で情報提供 する。 ●性教育年間指導計画に基づき、保体、学活、道徳 等で指導を実施 ●生徒の実態に応じて、外部講師も招聘し中学校で の性教育講演会を実施する ●児童の実態に応じて、小学校で「命の教育」を 実施する	●各種事業を通じて情報提供を実施 ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修会等 未実施 ●性教育年間指導計画に基づき指導を実施。 ●4中学校での性教育講座を実施した。	○ -	各種事業を通じて情報提供を行っ た。 性教育を通して、性=生と実感で きた児童・生徒が多かった。	●リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修会等 の開催について市報、ホームページ等で情報提供 する。 ●性教育年間指導計画に基づき、保体、学活、道徳 等で指導を実施する。 ●外部講師も招聘し中学校での性教育講演会を 実施する。 ●児童の実態に応じて、小学校で「命の教育」を 実施する
26	B	○性別、年齢等に関わ らず、全ての人が生涯 を通じて心身ともに健康 で活力ある生活を送る ための環境整備、健康 支援	保健センター	●がん検診の実施(H28.5月～H29.2月) 集団:27回(うち休日健診4回) 医療機関:健診期間中随時実施 ●健康教育(115回)延2,125人 ●訪問指導 実人数433人 延人数451人 ●健康相談(70回)延834人 ●食生活改善推進員の活動 研修会(22回)延755人 ヘルシークッキング(22回)延273人	●がん検診は受診率50%を目標とする。集団及び 個別検診を実施。女性特有の乳・子宮がん検診、及 び働く世代の検診受診率向上について、受診勧奨を していく ●健康教育、訪問指導、健康相談、健康手帳交付、 健康づくり推進員研修会、市報掲載等を実施 ●食生活改善推進員への研修実施し、地域での活 動を支援	●がん検診の実施(H29.5月～H30.2月) 集団:29回(うち休日健診6回) 医療機関:健診期間中随時実施 ●健康教育(81回)延2,435人 ●訪問指導 実人数201人 延人数202人 ●健康相談(60回)延1,189人 ●食生活改善推進員の活動 研修会(20回)延669人 地域での各種教室実施(69回)延1760人	○	がん検診を実施し、女性特有のが んについては、特定の年齢の自己 負担金を軽減した。また、健康教 室や相談、研修会等において、市 民の健康に対する意識向上を図 るため、啓発活動をしたが、地震、 大雪の影響で、健診受診者や健 康教育等への参加者は減少した。	●がん検診は受診率50%を目標とする。集団及び 個別検診を実施。女性特有の乳・子宮がん検診、及 び働く世代の検診受診率向上について、受診勧奨を していく ●健康教育、訪問指導、健康相談、健康手帳交付、 健康づくり推進員研修会、市報掲載等を実施 ●食生活改善推進員への研修実施し、地域での活 動を支援	

基本目標2 職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

重点目標(1) 職場における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保	27	A	○企業への情報提供と積極的な事業所へのPR活動	人権政策課	企業に対するPR及び情報提供ができなかった。	●男女雇用機会均等法等に関する情報、関係する研修会等の情報提供 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰制度のPRにより男女の均等な雇用機会・待遇の確保を推進する。	●商工会議所を通しての情報提供を行った。 ●まちづくり表彰については、同和問題企業連絡会へのPRを行った。	○	多くの企業へのPRをするには至らなかった。	●男女雇用機会均等法等に関する情報、関係する研修会等の情報提供 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰制度のPRにより男女の均等な雇用機会・待遇の確保を推進する。
				商工観光課	研修会で情報提供した。	●研修会等の際に情報提供を行う	●研修会で情報提供した。	△	広く同和、人権問題の情報を提供しており、必ずしも男女共同参画に限ったものではない。	●研修会等の際に情報提供を行う
	28	A	○企業訪問による働きかけ	人権政策課	●市人研企業活動委員会、市同企連加入企業を対象に公正採用に関わる研修を行った。 ●フォーラムinくらしのPRに企業訪問を行ったが、ワークライフバランスに関してのみのPRで、男女の均等な雇用機会・待遇の働きかけまでには至らなかった	●市人研企業活動委員会、市同企連加入企業に働きかけを行う ●企業訪問し各種講座等の案内をする際に、併せて働きかけを行う。	●市人研企業活動委員会、市同企連加入企業を対象にハラスメントに関わる研修を行い、改正男女雇用機会均等法の情報を提供した。	○	幅広い範囲への働きかけを行う必要がある。	●市人研企業活動委員会、市同企連加入企業に働きかけを行う ●企業訪問し各種講座等の案内をする際に、併せて働きかけを行う。
				商工観光課	未実施	●施策に関する国・県の新しい制度について、企業訪問時に働きかけを行う	未実施	-	企業訪問時男女の均等な雇用機会均等・待遇についての働きかけをおこなうことは難しい。	●施策に関する国・県の新しい制度について、企業訪問時に働きかけを行う
【施策②】 仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	29	A	○ワークライフ・バランスに関する情報提供と講演会の開催	人権政策課	●第5次プランをホームページに掲載し情報提供した。 ●イクメン・イクボス・ワークライフバランスをテーマとしたフォーラムinくらしを開催予定だったが、鳥取県中部地震により未実施。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰において、事業所の候補者がなかった。	●研修会等の開催 ●市主催以外で開催されるこのテーマでの講演会・研修会等の開催について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行う。 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰	●6月を倉吉市男女共同参画月間において、フォーラムinくらしを開催し、男女共同参画推進まちづくり表彰表彰式及びワークライフバランス講演会を開催し、企業等のワークライフバランスに関わる取組について啓発を行った。	○	好評であった。 多くの企業関係者が参加できるよう開催日時を要検討。	●研修会等の開催 ●市主催以外で開催されるこのテーマでの講演会・研修会等の開催について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行う。 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰
				人権政策課	●第5次プランをホームページに掲載し情報提供した。 ●イクメン・イクボス・ワークライフバランスをテーマとしたフォーラムinくらしを開催予定だったが、鳥取県中部地震により未実施。	●関連啓発講座・講演会の実施 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。	●市報3月号でイクメン・イクボスについて市内事業所の取組について紹介しながら情報提供した。	○	多くの市民の目に触れる市報で情報提供できた。	●関連啓発講座・講演会の実施 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。
【施策②】 仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進	31	A	○ワークライフ・バランス推進の好事例となる倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰により団体・個人の紹介等を行い、他の事業主の女性活躍推進に向けた取り組みを促進	人権政策課	施策29と同じ	●関係機関、全庁横断的に情報収集・啓発をする。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰式を男女共同参画推進月間に実施し、表彰事業者・団体等取組をPRする。 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。 ※関連施策番号 1(啓発)、4・29(まちづくり)、52(WLB)	施策29と同じ	○	施策29と同じ	●関係機関、全庁横断的に情報収集・啓発をする。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰式を男女共同参画推進月間に実施し、表彰事業者・団体等取組をPRする。 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。
【施策③】 女性の職業生活における活躍の推進	32	A	○企業における女性の管理職登用に向けた啓発と推進	人権政策課	●企業訪問による啓発活動は未実施 ●ホームページで女性登用率について情報提供を行った。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰制度のPRができなかった。	●企業訪問による啓発活動の実施 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰により女性管理職登用に向けた取り組みを顕彰・推進する。	●企業訪問は1社のみ実施 ●男女共同参画推進まちづくり表彰により女性管理職登用に向けた取り組みを顕彰・推進できた。受賞企業の取組を市報、ホームページ等で情報提供を行った	○	企業訪問による啓発活動の推進が必要	●企業訪問による啓発活動の実施 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰により女性管理職登用に向けた取り組みを顕彰・推進する。
				子ども家庭課	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知	○	情報提供をした。	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関との連携による情報提供等
	33	A	○女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てサービスに関する情報提供	人権政策課	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関から発信されるチラシ等の配布ホームページ掲載により情報提供を行った。 ●関係課へ新しい支援事業について情報共有した。	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関との連携による情報提供等	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関から発信されるチラシ等の配布ホームページ掲載により情報提供を行った。	○	●相談窓口の周知を図るとともに、関係機関等と連携して対応した。	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関との連携による情報提供等
				子ども家庭課	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知	○	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知

【施策③】 女性の職業生活における活躍の推進	34	B	○関係機関や図書館などの身近な社会教育施設との連携による再就職のための講座の開催や情報提供	人権政策課	●県・県男女共同参画センター・市関係施設と連携して講座の情報提供を行った。 ●県男女共同参画センター及び女性塾と連携した講座を2回実施した。参加人数延べ63名	●県及び県男女共同参画センター「よりん彩」全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等	●県・県男女共同参画センター・市関係施設と連携して講座等の情報提供を行った。	○	情報提供できた。	●県及び県男女共同参画センター「よりん彩」全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等
			図書館	●「よりん彩」をはじめ各種啓発パンフレット・チラシ等の配布 ●女性活躍推進に関するセミナー・講演会等研修事業のチラシの配布 ●女性活躍推進に関する図書・資料の収集・提供 ●図書館のホームページ(鳥取県図書館横断検索)を利用した「よりん彩」所蔵図書あるいは他館所蔵図書等の提供	●「よりん彩」をはじめ各種啓発パンフレット・チラシ等の配布 ●女性活躍推進に関するセミナー・講演会等研修事業のチラシの配布 ●女性活躍推進に関する図書・資料の収集・提供 ●図書館のホームページ(鳥取県図書館横断検索)を利用した「よりん彩」所蔵図書あるいは他館所蔵図書等の提供	●相談会による女性の起業・就職の支援 ●女性活躍推進に関する図書・資料の収集・提供 ●女性活躍推進に関するセミナー・講演会等研修事業のチラシの配布 ●図書館のホームページ(鳥取県図書館横断検索)を利用した「よりん彩」所蔵図書あるいは他館所蔵図書等の提供 ●「よりん彩」をはじめ各種啓発パンフレット・チラシ等の配布	○	情報提供できた。	●相談会・セミナーによる女性の起業・就職の支援 ●女性活躍推進に関する図書・資料の収集・提供 ●女性活躍推進に関するセミナー・講演会等研修事業のチラシの配布 ●図書館のホームページ(鳥取県図書館横断検索)を利用した「よりん彩」所蔵図書あるいは他館所蔵図書等の提供 ●「よりん彩」をはじめ各種啓発パンフレット・チラシ等の配布	
		A	○働く女性の学びと交流を支援するネットワークづくりの推進	人権政策課	未実施	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」や全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等	県やよりん彩等からの講座の情報提供を行った。	○	情報提供を行った	●関係機関からの情報収集及び全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等
		A	○女性の再就業、資格取得、キャリアアップを支援する講座の開催	人権政策課	未実施	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」や全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等	県やよりん彩等からの講座の情報提供を行った。	○	情報提供を行った	●関係機関や全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等
【施策④】 農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進	38	B	○「家族経営協定」の締結の推進と制度の周知	農林課	●農業の経営改善に取り組む農業者及び農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対し、農業経営における家族間の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進したものの、家族経営協定締結には至らなかった。 ●親元就農促進支援交付金の活用 5件(うち女性農業後継者 1件)	●農業の経営改善に取り組む農業者に、農業経営における夫婦等の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進する ●農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対して働きかけを行うとともに、親元就農促進支援交付金の活用を含め、制度周知を図る	●農業の経営改善に取り組む農業者及び農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対し、農業経営における家族間の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進したものの、家族経営協定締結には至らなかった。 ●親元就農促進支援交付金の活用 3件(うち女性農業後継者 1件)	○	・家族経営協定の締結には至っていないものの、農業経営における家族間の役割分担の意識付けは図られている。 ・親元就農促進支援交付金の女性農業後継者に将来が期待できる。	●農業の経営改善に取り組む農業者に、農業経営における夫婦等の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進する ●農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対して働きかけを行うとともに、親元就農促進支援交付金の活用を含め、制度周知を図る
			A	○女性農業者への能力開発支援	農林課	●農業経営の経理を主に担当する女性農業者を中心にパソコン簿記指導を行った。(7月～1月)	●農業経営の経理を主に担当する女性農業者に対して、パソコンによる簿記指導会を引き続き開催し支援する ●農業者自らが、加工・製造、流通・販売までの取組み(6次産業化)の相談と支援の助言を行う	●農業経営の経理を主に担当する女性農業者を中心にパソコン簿記指導を行った。(8月～1月)	○	・農業経営を行う上で、経理部門において女性の果たす役割が大きくなっている。
	39	A		農業委員会	各種団体の女性のつどい等について情報提供を実施	各種団体の女性のつどい等について情報提供を行う	各種団体の女性のつどい等について情報提供を実施	○	県女性農業委員の会、女性農業委員活動推進シンポジウムへ参加	各種団体の女性のつどい等について情報提供を行う。
				農工観光課	●チャレンジショップについて市報、ホームページ等で広報をおこなった。	●チャレンジショップについて市報、ホームページ等で広報をおこなう。	●チャレンジショップについて市報、ホームページ等で広報をおこなった。	◎	出店者3名のうち2名が女性であった。そのうち1名がチャレンジショップ卒業後市内で起業した。	●チャレンジショップについて市報、ホームページ等で広報をおこなう。
【施策④】 農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進	40	A	○相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供	農林課	●農業委員会等との共催の農家相談会で、農家の多様な相談に対応した。 相談件数 5件(うち女性4件) ●各種施策・事業・制度説明については、計画どおり実施し、問い合わせや相談に対して必要な助言を行ったが、HPの活用があまりできなかった。	●農業委員会等との共催の農家相談会で、農家の多様な相談に対応する ●H29年度から農家相談会の相談時間を午前9時～正午に変更(現行:午前9時～午後3時) ●各種施策・事業・制度説明については、HPその他を活用し、情報提供を行うとともに、問い合わせや相談に対して、必要な助言を行う	●農業委員会等との共催の農家相談会で、農家の多様な相談に対応した。 相談件数 14件(うち女性2件) ●各種施策・事業・制度説明については、計画どおり実施し、問い合わせや相談に対して必要な助言を行ったが、HPの活用があまりできなかった。	○	・HPを活用した情報発信の機会を増やしていく必要がある。	●農業委員会等との共催の農家相談会で、農家の多様な相談に対応する ●各種施策・事業・制度説明については、HPその他を活用し、情報提供を行うとともに、問い合わせや相談に対して、必要な助言を行う
				農業委員会	「女性農業委員及び認定農業者等の登用」をはかることを要望	「新農業委員が、年齢、性別等に著しい偏りが生じることが無いような登用」をはかることを要望	「女性農業委員及び認定農業者等の登用」をはかることを要望	◎	女性農業委員 3名 認定農業者 10名	「農業委員が、年齢、性別等に著しい偏りが生じることが無いような登用」をはかることを要望
			人権政策課	県主催の起業女子フォーラムの情報提供を行った。	女性の起業に関連した講座の開催及び情報提供を行う。	じぶんのやりたいことを仕事にする「プチ起業パワーアップ講座」を開催し、SNSを活用しお金をかけずに起業する方法について情報を提供できた。	◎	情報提供をし、好評であった。	女性の起業に関連した講座の開催及び情報提供を行う。	

重点目標(2) 地域における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画
【施策①】 地域活動への男女の積極的参画の促進	41		○同和教育町内学習会等地域における男女共同参画に関する学習の推進	人権政策課	●町内学習会開催時の講師紹介 2件	●町内学習会への講師の紹介 ※関連施策番号 16	●町内学習会開催時の啓発DVD紹介 2件 ●職員による啓発 9件	◎ ●地域活動における男女共同参画について話し合うことメリットや課題・今後の取り組みについて考える機会となった。	●職員による啓発の実施 ●町内学習会への講師の紹介
	42	A	○「くらし男女共同参画スタッフ」等による地域内での啓発推進	人権政策課	●スタッフ会を対象とした研修会 2回開催。 ●スタッフ会による啓発活動の要請がなかった。 ●町内学習会開催時の講師紹介 2件	●スタッフ会を中心とした・各地区公民館・自治公協議会と連携した啓発活動 ※関連施策番号 2, 16, 46, 51 ●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動	●スタッフ会を対象とした研修会 2回開催。 ●スタッフ会による啓発活動を2回実施。 ●町内学習会開催時の啓発DVD紹介 2件	◎ ●スタッフ会において地域活動における男女共同参画の必要性について意見交換できた。 ●スタッフ会による啓発活動の活用について情報提供ができた。	●スタッフ会を中心として・各地区公民館・自治公協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動
	43	A	○自治公民館などの地域活動への女性参画を促すための啓発及び促進	人権政策課	●市男女共同参画推進まちづくり表彰の推薦依頼及び女性登用率調査依頼を自治公民館連合会常任委員会をお願いする機会を活用し、役員女性の登用をお願いするとともに地域活動への女性参画を促した。 ●地域内の市民団体表彰(2件)について市民団体の取組を顕彰し、市報やホームページで周知することにより啓発できた。	●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動、市男女共同参画推進まちづくり表彰、女性登用率調査等を活用し、地域活動への女性参画を促した。 ●自治公民館連合協議会常任委員会及び各地区自治公民館協議会の会議開催時に市の男女共同参画推進関連の取組についてPRする。 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰の実施により地域内の市民及び市民団体の顕彰を行う。	●町内学習会での啓発活動、市男女共同参画推進まちづくり表彰、女性登用率調査等を活用し、地域活動への女性参画を促した。 ●自治公民館連合協議会常任委員会及び各地区自治公民館館長会開催時に市の男女共同参画推進関連の取組についてPRした。 ●地域内の市民団体表彰(2件)について市民団体の取組を顕彰し、市報やホームページ及び町内学習会等で周知することにより啓発できた。	◎ ●まちづくり表彰受賞団体の取組を市報等紹介することにより他団体を啓発できた。 ●自治公民館役員には男性でも決まりにくい現状もあるが、まちづくり表彰受賞自治公の取組をPRすることにより、取組の広がりが期待できる。(団体の取組について問合せがあった)	●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動、市男女共同参画推進まちづくり表彰、女性登用率調査等を活用し、地域活動への女性参画を促す。 ●自治公民館連合協議会常任委員会及び各地区自治公民館協議会の会議開催時に市の男女共同参画推進関連の取組についてPRする。 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰の実施により地域内の市民及び市民団体の顕彰を行う。
【施策②】 みんなで支えあう地域づくりの推進	44	A	○地域活動における女性リーダーの人材育成講座等の開催	生涯学習課	●中学校ごとに女性連絡階研修会を開催(参加者85名)し、それぞれ活動の情報共有を行った。 ●年1回、全体の視察研修(水の大切さ・防災について)を行い、参加者の暮らしに役立てる場を提供した(参加者28名)。	●地区公民館において必要に応じて企画・実施 ●中学校区及び市全体での研修会の実施	●地区公民館の一部で地域活動の参画者や指導者を支援する事業を実施した。 ●女性連絡会において、中学校区ごとに研修会を開催(参加者約120名)し、また全体で研修交流会等を実施し(参加者22名)、活動の情報交換と課題の共有を行った。	○ ●地域で活動する女性が、女性連絡会の活動を通じて、活動の情報交換と地域にある課題を共有することができた。またそのことにより、さらに地域での活動の充実につなげることができた。	●地区公民館において必要に応じて企画・実施 ●中学校区及び市全体での研修会の実施
				人権政策課	●スタッフ会開催→6回(参加者58人) ●市自治公民館連合会常任委員会に、各地区における女性登用について依頼し、自治公民館における女性役員の就任状況を調査。結果を各地区協議会へ報告した。 ・女性自治公民館長:H23年1人→H24年2人→H25年3人、H26年4人→H27年4人→H28年3人 ・女性役員の割合: :H23年13.0%人→H24年13.2%→H25年11.8%、H26年12.5%→H27年12.7%→H28年13.6%	●スタッフ会を開催して、地区におけるリーダーの人材育成を図る。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰を受けた個人等の地域の女性リーダーの協力を受け人材育成講座を開催する。	●スタッフ会を開催して、地区におけるリーダーの人材育成を図ったが、研修参加率が多くても50%。	△ ●スタッフ研修において地域活動における男女共同参画の必要性についてよりいっしょに出前講座で研修できた。 ●人材育成講座の開催には至らなかった。	●スタッフ会を開催して、地区におけるリーダーの人材育成を図る。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰を受けた個人等の地域の女性リーダーの協力を受け人材育成講座を開催する。
				福祉課	●同和教育推進員を委嘱し、地域における同和教育・人権教育を推進した。同和教育推進員等を対象とした講座で父親の子育てに関する講座を開催し男女共同参画を推進した。	●同和教育指導員を委嘱し、男女共同参画を含む地域における同和教育、人権教育を推進する	窓口に講師選定の相談があった機会を捉え、また、地区の町内学習会事前学習会に出向き、男女共同参画もテーマとして実施してもらおう検討をお願いした。結果前年よりも町内学習会のテーマとしてとりあげる町が増加した。	◎ 男女共同参画を含む地域における同和教育、人権教育を推進できた	●同和教育指導員を委嘱し、男女共同参画を含む地域における同和教育、人権教育を推進する
45	A	○自主防災組織、消防における男女共同参画の推進	防災安全課	火災予防運動期間中の広報活動をはじめ、市民を対象とした防災イベント、地域の防災訓練に参加し、普及啓発活動を行った。	引き続き、性消防団員の活動機会の増加及び活動状況の周知を図り、当該団員の活動を通じて地域防災活動における女性の役割を普及啓発する。	火災予防運動期間中の広報活動をはじめ、市民を対象とした防災イベント、地域の防災訓練に参加し、普及啓発活動を行った。	◎ 計画通りに普及啓発活動を行うことができた。	引き続き、性消防団員の活動機会の増加及び活動状況の周知を図り、当該団員の活動を通じて地域防災活動における女性の役割を普及啓発する。	

重点目標(3) 家庭における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 家事・育児・介護への男性の参画の促進	46	A	○男性の家庭生活における参画を視野に入れた各種講演会、研修会の開催	子ども家庭課	未実施	●保育所園児の保護者を対象として研修会を通じた意識啓発を行う。	未実施	-	●各種団体が開催する関連事業の周知	
				保健センター	●各種教室、乳幼児健診等において男性・女性が協力して育児を行うことについて指導 乳幼児健診(6か月児・1歳6か月児・3歳児健診): 71回 1,134人	乳児訪問、乳幼児健診、母親・両親学級等において男性・女性が協力して育児を行うことを指導。	●各種教室、乳幼児健診等において男性・女性が協力して育児を行うことについて指導 乳幼児健診(6か月児・1歳6か月児・3歳児健診): 72回 1,056人	○	乳児訪問、乳幼児健診等の場で両親が協力して育児をしていくことの保健指導を実施した。	乳児訪問、乳幼児健診、母親・両親学級等において男性・女性が協力して育児を行うことを指導。
				長寿社会課	●サロン等で教室を開催。 ●認知症サポーター養成講座を開催。	●男性の参加の多いサロン等で教室を開催し、家庭内で男性・女性が共に協力して介護を行なうことができるよう推進する。	●サロン等で教室を開催した。 ●認知症サポーター養成講座を開催した。	○	男性の参加があり、概ね目標を達成できた。	●男性の参加の多いサロン等で教室を開催し、家庭内で男性・女性が共に協力して介護を行なうことができるよう推進する。
				人権文化センター	●男性を対象の料理教室を行った。(1回11人)(あたご) ●男の料理教室を、研修や行事と絡ませて開催した。はばたき	●男性を対象にした料理教室等の開催(あたご) ●男性を中心に、地域の男女共同参画の町づくりの機会として開催を継続していく。はばたき	●未実施(さわやか) ●人権問題学習や解放文化祭等で、男の料理教室の発表の機会とした。多世代交流の場となった。(はばたき)	○	●男女を問わず参加を得て、今後の人口減少高齢化のまちづくりを考えていく場とすることができた。(はばたき)	●男性が参加しやすい事業を検討する。(さわやか) ●今後は「にこにこサロン」の発展充実に向けて、男性の力が発揮できる体制づくりをしていく必要がある。にこにこサロンの一つのプロダクトにする。(はばたき)
				人権政策課	●人権のために学ぶ同和教育講座(テーマ:子どもの人権)において子どもとの関わりの中で子どもの人権を考える内容であったが男性講師の子育て体験もあり男女共同参画に関連するもので反響があった。 参加人数 78名	●講演会、講座等の開催 ※関連施策番号 2, 16, 42, 51	●町内学習会において家事・育児・介護への男性の参画についてDVD及びスタッフ会による朗読劇により啓発を行った。 ●市報で育児参加をしている男性について周知した。	○	対応した町内学習会においては、様々な考え方がグループ討議で出たが、いい振り返りの機会となったと好評であった。市民全体への啓発としては市報のみなので効果が現れたとは言えない。	●講演会、講座等の開催
				生涯学習課	●公民館主催で男性を対象にした料理教室や、男性も対象にした子育て講座を開催した。	●地区公民館において必要に応じて企画・実施	●地区公民館主催で男性を対象にした料理教室、男女が参加できる育児教室・介護保険教室を実施。	○	すべての地区公民館ではないが必要に応じて開催している。料理教室、育児教室、介護保険教室ともに男性の参加があった。	●地区公民館において必要に応じて企画・実施
【施策①】 家事・育児・介護への男性の参画の促進	47	A	○子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発	子ども家庭課	施策14記載のとおり	●日常の保育を通した児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施 ※施策番号14と内容同じ。	施策14記載のとおり	○	●日常の保育を通した児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施 ※施策番号14と内容同じ。	
				人権政策課	未実施	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用して啓発する	未実施	-	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用して啓発する	
				学校教育課	●家庭科で家族における役割の学習を行った。 ●長期休業中を活用し、家庭での家事分担を実施した。 ●PTA、学校と連携し教育講演会を実施した。	●児童生徒への働きかけ ●家庭科での、家族における役割の学習 ●長期休業中を中心に、家庭での家事分担の実施報告 ●通信や学級懇談等での、保護者への啓発	●家庭科で家族における役割の学習を行った。 ●長期休業中を活用し、家庭での家事分担を実施した。 ●PTA、学校と連携し教育講演会を実施した。	△	宿題として家事を行うことはできたが、日常的に行う児童・生徒は多くはなかった。	●児童生徒への働きかけ ●家庭科での、家族における役割の学習 ●長期休業中を中心に、家庭での家事分担の実施報告 ●通信や学級懇談等での、保護者への啓発
○相談体制の充実と情報提供	48	B	子ども家庭課	●随時、児童指導員、保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員等による相談・情報提供、同行、訪問等必要な支援を行った。 ●子育て支援センター相談受付 1,192件	●児童指導員、保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員等による相談・情報提供 ●保育所、子育て支援センター等での相談・情報提供、セミナー等の開催	●随時、児童指導員、保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員等による相談・情報提供、同行、訪問等必要な支援を行った。 ●子育て支援センター相談受付 629件	○	●相談内容に応じて、効果的な助言、関係機関への連携や情報提供等を行った。	●児童指導員、保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員等による相談・情報提供 ●保育所、子育て支援センター等での相談・情報提供、セミナー等の開催	
			保健センター	●育児相談:24回 延288人 定期相談(月2回)と随時(相談室等)で個別に育児支援を行い子育てに関する情報提供と相談を実施 ●育児教室:地震、大雪のため実施なし ●乳幼児健診(6か月児・1歳6か月児・3歳児健診): 71回 1,134人	●育児相談 定期相談(月2回)と随時(相談室等)で個別に育児支援を行い子育てに関する情報提供と相談を実施 ●乳幼児健診 3~4月児健診 9~10月児健診 6か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	●育児相談:24回 延227人 定期相談(月2回)と随時(相談室等)で個別に育児支援を行い子育てに関する情報提供と相談を実施 ●乳幼児健診(6か月児・1歳6か月児・3歳児健診): 72回 1,056人	○	育児に関する不安を軽減し、安心して育児ができるように健診・個別相談・訪問等で保健指導を実施した。	●育児相談 定期相談(月1回)と随時(相談室等)で個別に育児支援を行い子育てに関する情報提供と相談を実施 ●乳幼児健診 3~4月児健診 9~10月児健診 6か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	
			長寿社会課	●市内5カ所の地域包括支援センターで実施。 相談件数 18,929件	●長寿社会課に認知症地域支援推進員を2人配置 ●介護相談員派遣事業の実施 ●市内5カ所の地域包括支援センターで、高齢者に係る総合相談、情報提供を実施 ●各種介護予防教室等で介護に関する情報提供	●市内5カ所の地域包括支援センターで実施。 相談件数 19,747件	◎	総合相談をはじめ、地域包括ケア等の推進を図った。	●長寿社会課に認知症地域支援推進員を2人配置 ●介護相談員派遣事業の実施 ●市内5カ所の地域包括支援センターで、高齢者に係る総合相談、情報提供を実施 ●各種介護予防教室等で介護に関する情報提供	

【施策②】 両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大	49	B	○育児・介護に関する支援サービスの充実	子ども家庭課 ●仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの対象年齢の拡大に伴い2クラブを増設し、また、1クラブの施設整備を行った。 ●子育て支援センター 4か所 ●ファミリーサポートセンター活動実績 155件	●保育サービスの充実 ●子育て支援センター事業の充実 ●ファミリーサポートセンター事業の実施 ●放課後児童健全育成事業の実施	●仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービス、放課後児童クラブの適正な運営を行った。 ●子育て支援センター 2か所 ●ファミリーサポートセンター活動実績 157件	◎	●育児支援が必要な世帯に対して必要な支援体制を整え、ソフト、ハード両面の充実を図った。	●保育サービスの充実 ●子育て支援センター事業の充実 ●ファミリーサポートセンター事業の実施 ●放課後児童健全育成事業の体制整備
			長寿社会課	●緊急通報システム事業により、独居高齢者の安否確認や緊急時の対応を迅速に実施。 設置数 226台 ●配食サービス、軽度生活援助事業により独居高齢者の生活支援を実施。 利用者数 182人 ●家族介護用品支給事業により、介護用品助成券を支給し、低所得者世帯の経済的負担を軽減。 利用者数 43人 ●福祉用具の給付・貸付事業を実施。	●緊急通報システム事業の推進 ●配食サービス、軽度生活援助事業による生活支援 ●家族介護用品購入費助成事業、高齢者はり・きゆう・マッサージ施術費助成事業による低所得者世帯の経済的負担の軽減 ●福祉用具の給付・貸付事業	●緊急通報システム事業により、独居高齢者の安否確認や緊急時の対応を迅速に実施。 設置数 207台 ●配食サービス、軽度生活援助事業により独居高齢者の生活支援を実施。 利用者数計 272人 ●家族介護用品支給事業により、介護用品助成券を支給し、低所得者世帯の経済的負担を軽減。 利用者数 42人 ●福祉用具の給付・貸付事業を実施。	◎	介護に関する支援サービスを実施することで、高齢者の自立した生活を確保することができた。	●緊急通報システム事業の推進 ●配食サービス、軽度生活援助事業による生活支援 ●家族介護用品購入費助成事業、高齢者はり・きゆう・マッサージ施術費助成事業による低所得者世帯の経済的負担の軽減 ●福祉用具の給付・貸付事業
			図書館	●6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト・トートバック等をプレゼントするとともに、ボランティアによる読み聞かせ指導を実施 ●1歳6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト等をプレゼントし、会場で職員による読み聞かせ指導を実施 ●子育て応援コーナーの図書・雑誌の充実、関連する育児・医療・介護に関する図書の購入と提供を実施	●6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト・トートバック等をプレゼントするとともに、ボランティアによる読み聞かせ指導を実施 ●1歳6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト等をプレゼントし、会場で職員による読み聞かせ指導を実施 ●子育て応援コーナーの図書・雑誌の充実、関連する育児・医療・介護に関する図書の購入と提供を実施	●家庭での読み聞かせ普及を目的に6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト・トートバック等をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせ指導を実施 ●1歳6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト等をプレゼントし職員による読み聞かせ指導を実施 ●年2回ボランティアを交えた報告会を開き、より効果的な指導方法を協議 ●子育て応援コーナーの図書・雑誌の充実、関連する育児・医療・介護に関する図書の購入と提供を実施	○	ブックスタート事業は好評で、親子でよい時間を一緒に過ごす読み聞かせの普及に役立っており、育児にもよい効果を挙げている。育児関連の図書などもよく利用されている。	●家庭での読み聞かせ普及を目的に6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト・トートバック等をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせ指導を実施 ●1歳6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト等をプレゼントし職員による読み聞かせ指導を実施 ●年2回ボランティアを交えた報告会を開き、より効果的な指導方法を協議 ●子育て応援コーナーの図書・雑誌の充実、関連する育児・医療・介護に関する図書の購入と提供を実施
【施策②】 両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大	50	B	○各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供	子ども家庭課 ●生活相談等(母子・父子自立支援員)実人数142人延311件 ●随時、施設、ハローワーク等と連携して対応した。	●母子自立支援員、家庭児童相談員による相談・情報提供の実施 ●保育所、母子生活支援施設等との連携 ●公共職業安定所等関係機関との連携	●生活相談等(母子・父子自立支援員)実人数125人延362件 ●随時、施設、ハローワーク等と連携して対応した。	○	●手当の支給をはじめ、支援サービスの提供を適切に実施した。 ●様々な不安、問題を抱えた家庭が増加しており、適切な対応に向けた相談体制、連帯体制の一層の充実を図っていく必要がある。	●母子自立支援員、家庭児童相談員による相談・情報提供の実施 ●保育所、母子生活支援施設等との連携 ●公共職業安定所等関係機関との連携
			保健センター	●妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 妊産婦 延587人 乳幼児 延558人 ●子育て総合支援センターと連携して事業を実施	●妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ●子育て総合支援センター等と連携して事業を実施	●妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 妊産婦 延406人 乳幼児 延412人 ●子育て総合支援センターと連携して事業を実施	○	関係機関との連携により保健指導を実施した。	●妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ●子育て総合支援センター等と連携して事業を実施
			長寿社会課	●家族介護用品支給事業により、介護用品助成券を支給し、低所得者世帯の経済的負担を軽減。 利用者数 43人 ●福祉用具の給付・貸付事業を実施。 ●「認知症の人と家族の会」の支援。 開催回数 10回	●市内5か所の地域包括支援センターと連携しながら、高齢者に係る総合相談、情報提供を実施 ●介護家族支援事業の実施 ●認知症の人と家族の会の支援	●家族介護用品支給事業により、介護用品助成券を支給し、低所得者世帯の経済的負担を軽減。 利用者数 42人 ●福祉用具の給付・貸付事業を実施。 ●「認知症の人と家族の会」の支援。 開催回数 16回	◎	各種機関団体と連携しながら、総合相談・情報提供を行った。	●市内5か所の地域包括支援センターと連携しながら、高齢者に係る総合相談、情報提供を実施 ●介護家族支援事業の実施 ●認知症の人と家族の会の支援
51	B	○講演会、研修会の開催	子ども家庭課 未実施	●子育て支援センター、保育所、児童館・児童センター等での研修会等の実施	未実施	-		各種団体が行う事業の周知	
		保健センター	●母親学級・両親学級の実施 4回 妊婦42人・妊婦の夫35人 ●育児教室の実施：地震、大雪のため実施なし	●母親学級・両親学級の開催 ●乳児訪問	●母親学級・両親学級の実施 12回 妊婦77人・妊婦の夫52人	○	講演会、教室の開催により、夫婦での育児をするイメージが付き、出産後の子育ての参考となるなど育児不安の軽減につながった。	●母親学級・両親学級の開催 ●乳児訪問	
		長寿社会課	●介護サービス事業所、地域包括支援センター職員等を対象に研修会を実施。 ●各種介護予防教室の開催。	●自治公民館長、民生児童委員、地域包括支援センター職員、主任ケアマネジャー等を対象に、各種研修会等を開催 ●各種介護予防教室の開催	●介護サービス事業所、地域包括支援センター職員等を対象に研修会を実施。 ●各種介護予防教室の開催。	◎	関係団体の参加により、各種研修会等を開催した。	●自治公民館長、民生児童委員、地域包括支援センター職員、主任ケアマネジャー等を対象に、各種研修会等を開催 ●各種介護予防教室の開催	
52	A	○両立支援に関する企業への情報提供	人権政策課 ●研修・講座情報以外の情報提供は行えなかった。	●企業への情報提供を行う。 ※関連施策番号 1、29(WLB)	●フォーラムインくらよしにおいてワークライフバランス講演会を行い、両立支援している事業所の取組について周知した。 ●同和問題企業連絡会役員会等において男女共同参画認定企業の推進を行った。	○	多くの事業者の参加はなかったが、情報提供できた。	●企業への情報提供を行う。	
		人権政策課	●未実施(フォーラムinくらよしで「ワーク・ライフ・バランス」についての講演、パネルディスカッションを行う予定であったが鳥取県中部地震により中止)	町内学習会、PTA研修会でのスタッフによる啓発活動。 ※関連施策番号 2、16、41、46	●町内学習会においてワークライフバランスについてスタッフ及び職員により啓発を行った。	◎	様々な考え方がグループ討議で出たが、いい振り返りの機会となったと好評であった。	町内学習会、PTA研修会でのスタッフによる啓発活動。	

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標(1) あらゆる場における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進	53	B	○高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知	長寿社会課	●地域包括支援センター・社会福祉士部会主催による虐待研修を6/17に行い、虐待事例や対応について、周知を図った。	●包括支援センター・社会福祉士部会主催による研修・会議等で、虐待事例の検討を行う	●地域包括支援センター・社会福祉士部会主催による虐待研修を9/14に行い、虐待事例や対応について、周知を図った。	◎	関係団体の参加により、研修会を開催した。	●包括支援センター・社会福祉士部会主催による研修・会議等で、高齢者の権利擁護に関する知識の普及・啓発、虐待事例の検討を行う
				人権政策課	●部落解放研究第44回倉吉市集会第4分科会において「高齢者を支える地域づくり」をテーマに、発表・討議を行った ●高齢者の人権に関する同和教育町内学習会へ、講師を派遣、紹介した。	●部落解放研究倉吉市集会等の研修会において「高齢者の人権」のテーマを設けて、発表や討議及び研修を行う。 ※関連施策番号 54	●部落解放研究第45回倉吉市集会第3分科会において「障がい者・高齢者」の災害時における人権について課題を探り、発表・討議を行った。	◎	高齢者を地域で支える討議や研修が開催できた	●部落解放研究倉吉市集会等の研修会において「高齢者の人権」のテーマを設けて、発表や討議及び研修を行う。
			○高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知	人権文化センター	●高齢者教室とサロンを行った。また、人権フェスティバルにおいて、映画「神様たちの街」上映会を行った。(さわか)か ●高齢者対象の事業開催に合わせて、地域住民や保育園児、小中学生も一緒に活動する行事を実施した。共に活動することで、お互いに理解し合うことを目指した。(はばたき)	●高齢者対象事業の実施 ●今後も児童センターとの協働で、住民、児童、高齢者の出会い、ふれあい事業を継続実施していく。(はばたき)	●高齢者教室とサロンを行った。また、人権フェスティバルにおいて、人権問題講演会では『阿波木偶箱まわし保存会』代表の話や人形実演をとおして、地域伝統文化の継承・保存並びに地域活性化の取組の重要性について学んだ。(さわか)か ●高齢者の「ニコニコサロン」において、児童センターと協働で住民、児童生徒、と高齢者の出会い、ふれあい交流をすることができた。(はばたき)	○	●サロンの開催によって相談しやすい関係ができた。出掛けるきっかけづくりになるようこころがけた。(さわか)か ●直接関わり合うことで、どう言動や行動で表現したらよいか体験、経験を積んでいくことができる。(はばたき)	●高齢者対象事業の実施(さわか)か ●今後も高齢者との世代に人たちの相互交流を深めていくプログラムを実施していく。(はばたき)
		○「倉吉市障がい者プラン」に基づいた支援サービスの充実	福祉課	●計画に基づき居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援等の自立支援給付や相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付等の地域生活支援事業を実施し、障がいのある人の自立促進を図った。 ●市報や部落解放研究倉吉市集会第3分科会の「障がいのある人の人権」において地域生活支援センターの相談支援体制について周知を図った。 ●市自立支援協議会5回開催、部会(防災・障がい理解啓発)6回開催、中部圏域自立支援協議会2回開催 ●障がい者雇用1名、ジョブ支援員の支援により働きやすい環境整備に努めた。	●「倉吉市障がい者プラン」に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供等各種施策を実施。 ●障がい者相談支援事業を通じて、サービス利用支援体制の充実を図る。 ・障害福祉サービスについての周知を図る。 ・サービス利用計画作成を通じて利用支援や調整を行う。 ●倉吉市及び圏域の障がい者地域自立支援協議会において、サービス利用促進や課題解決を図る取組を実施。 ●市として障がい者雇用に取り組む ・障がいのある人の勤労意欲を高め、働きやすい環境を整えるためジョブ支援員を配置。	●「倉吉市障がい者プラン」に基づき、障がいのある人のニーズに応じた障害福祉サービス等を提供し、障がいのある人の自立促進を図った。 ●障がいのある人の意思を尊重したサービス利用計画に基づき、相談支援事業所やサービス提供事業所等と連携し、支援を実施した。 ●倉吉市及び中部圏域の障がい者地域自立支援協議会において、地域課題やサービス支給に係る問題等を把握し、課題解決に向けた取組を行った。 ●ジョブ支援員を配置し、障がい者雇用に取り組んだ。	○	●各種障害福祉サービスを、相談支援事業所等と連携し、障がいのある人の状況にあったサービスを提供する事ができた。 ●障がい者相談支援事業所等と連携し、サービス利用支援体制の充実を図る。 ●倉吉市及び圏域の障がい者地域自立支援協議会において、引き続きサービス利用促進や課題解決を図る取組を実施する。 ●市として障がい者雇用に取り組む、障がいのある人の勤労意欲を高め、働きやすい環境を整えるためジョブ支援員を配置する。	●「倉吉市障がい者プラン」に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供等各種施策を実施する。 ●障がい者相談支援事業所等と連携し、サービス利用支援体制の充実を図る。 ●倉吉市及び圏域の障がい者地域自立支援協議会において、引き続きサービス利用促進や課題解決を図る取組を実施する。 ●市として障がい者雇用に取り組む、障がいのある人の勤労意欲を高め、働きやすい環境を整えるためジョブ支援員を配置する。	
54	B		子ども家庭課	●支援サービスの提供 自立支援給付事業、地域生活支援事業、障害児通所給付事業等実施 ●子どもの発達支援体制整備事業 保育所等への巡回相談、専門官による巡回指導、健診後フォロー園訪問、リーダー育成研修、移行支援会議、保育実践実技研修会、子どもの発達研修会、通所指導教室等実施	●相談、情報提供の充実。各種制度利用への支援 ●支援サービスの適切な提供 ●子どもの発達支援体制整備事業の実施(保育所・幼稚園等への巡回相談、職員研修等)	●支援サービスの提供 自立支援給付事業、地域生活支援事業、障害児通所給付事業等実施 ●子どもの発達支援体制整備事業 保育所等への巡回相談、専門官による巡回指導、健診後フォロー園訪問、リーダー育成研修、移行支援会議、保育実践実技研修会、子どもの発達研修会、通所指導教室等実施	○	●支援サービスの適切な提供を行った。 ●子どもの発達支援体制整備のため必要な取り組みを行った。さらに、相談体制の整備、施策の整備のため検討を続けていくことが必要。	●相談、情報提供の充実。各種制度利用への支援 ●支援サービスの適切な提供 ●子どもの発達支援体制整備事業の実施(保育所・幼稚園等への巡回相談、職員研修等)	
			人権政策課	●人権に学ぶ同和教育講座において「視覚と聴覚との重複障害について」を演題に盲聾者に関する講演会を実施60名参加 ●部落解放研究第44回倉吉市集会第3分科会において「障がいを知り、共に生きる社会をめざして」をテーマに、障がいのある人の人権について発表・討議を行った。	●障がい者の人権についての啓発 ●部落解放研究倉吉市集会等の研修会において「障がいのある人の人権」のテーマを設けて、発表や討議及び研修を行う。 ※関連施策番号 53	●部落解放研究第45回倉吉市集会第3分科会において「障がい者・高齢者」の災害時における人権について課題を探り、発表・討議を行った。	○	研修会等とおして啓発できた	●障がい者の人権についての啓発 ●部落解放研究倉吉市集会等の研修会において「障がいのある人の人権」のテーマを設けて、発表や討議及び研修を行う。	
			学校教育課	●年間計画に基づき、高齢者、障がいのある人等との交流を総合的な学習、道徳等の時間を使って行い、高齢者、障がいのある人たちへの理解を深めた。	●人権教育年間指導計画に基づき高齢者、障がいのある人等との交流活動、体験活動、調査活動の実施 ●諸行事や土曜授業での、高齢者、障がいのある人達との交流活動、体験活動	●年間計画に基づき、高齢者、障がいのある人等との交流を総合的な学習、道徳等の時間を使って行い、高齢者、障がいのある人たちへの理解を深めた。	△	実施した学校は多くはなかった。	●人権教育年間指導計画に基づき高齢者、障がいのある人等との交流活動、体験活動、調査活動の実施 ●諸行事や土曜授業での、高齢者、障がいのある人達との交流活動、体験活動 ●長期休業中のボランティア体験等の推進	

【施策①】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進	55	B	○「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいた支援サービスの充実	子ども家庭課	●倉吉市母子寡婦福祉連合会運営費補助金105千円 ●児童扶養手当 延月人数7,435人(全部・一部支給) ●随時、相談、情報提供、関係機関との連携を行った。	●母子自立支援員による相談、情報提供、制度利用への支援 ●関係機関、施設等との連携 ●各種手当等の支給、保育料の減免等の実施 ●母子会活動への支援 ●就労に必要な技術、知識の習得等、ひとり親家庭に対する就労支援	●倉吉市母子寡婦福祉連合会運営費補助金105千円 ●児童扶養手当 延月人数7,206人(全部・一部支給) ●随時、相談、情報提供、関係機関との連携を行った。	○	●手当の支給をはじめ、支援サービスの提供を適切に実施した。 ●様々な不安、問題を抱えた家庭が増加しており、適切な対応に向けた相談体制、連帯体制の一層の充実を図っていく必要がある。	●母子自立支援員による相談、情報提供、制度利用への支援 ●関係機関、施設等との連携 ●各種手当等の支給、保育料の減免等の実施 ●母子会活動への支援 ●就労に必要な技術、知識の習得等、ひとり親家庭に対する就労支援
			人権政策課	●県が作成した「ひとり親家庭のしおり」を庁舎、人権文化センター等に掲出した。	●啓発及び関係機関等と連携した相談支援	ひとり親家庭からの相談が1件あり、関係機関につないだ	○	関係機関につないだ。	●啓発及び関係機関等と連携した相談支援	
			建築住宅課	未実施(10月発生の鳥取県中部十進発生以降市営住宅の入居募集していなかったため、優先入居募集もできなかった)	●母子・父子世帯の優先入居の実施	●母子・父子優先募集:1回	○	優先募集の回数、提供戸数の増加を図る必要がある。	●母子・父子世帯の優先入居の実施 ●民間住宅への入居に関わる相談・あっせん	
			保険年金課	資格者:373人 給付件数:6,994件 助成額:19,262,239円	●所得税非課税世帯で18歳の年度末までの人の養育者が、通院により医療機関を受診した際に支払う自己負担額について同一月内、同一医療機関につき一診療当たり、通院については530円を除いた額を助成する。(同一月内、同一医療機関につき5回以降は全額助成) 入院については、1日1,200円(「標準負担額減額認定証」等の交付を受けている方は16日目以降は全額助成)を除いた額を助成する。	資格者:342人 給付件数:5,093件 助成額:12,140,514円	◎	ひとり親家庭の医療費に係る経済的負担軽減を図ることができた。	●所得税非課税世帯で18歳の年度末までの人の養育者が、通院により医療機関を受診した際に支払う自己負担額について同一月内、同一医療機関につき一診療当たり、通院については530円を除いた額を助成する。(同一月内、同一医療機関につき5回以降は全額助成) 入院については、1日1,200円(「標準負担額減額認定証」等の交付を受けている方は16日目以降は全額助成)を除いた額を助成する。	
【施策②】 国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進	57	B	○交流事業の推進	地域づくり支援課	●韓国語講座の開催 ・4クラス、延べ75名が受講 ●国際交流員派遣事業 ・17回派遣(市内14回、市外1回、国外2回) ●韓国姉妹都市交流事業の実施及び協力 ・青少年日韓交流事業(羅州市へ中学生10名を派遣) ・市民交流事業(鳥取県中部地区日韓親善協会主催) ●外国人交流会等への支援 ・国際交流団体への支援(鳥取県中部地区日韓親善協会、中部日中友好協会)	●韓国語講座の開催 ●韓国語講座への国際交流員派遣 ●韓国姉妹都市交流事業への実施及び協力 ●外国人交流会等への支援	●韓国語講座の開催 ・4クラス、49名が受講 ●国際交流員派遣事業 ・15回派遣(市内9回、市外3回、国外3回) ●韓国姉妹都市交流事業の実施及び協力 ・青少年日韓交流事業(羅州市から中学生10名を受入) ・市民交流事業(鳥取県中部地区日韓親善協会主催) ●外国人交流会等への支援 ・国際交流団体への支援(鳥取県中部地区日韓親善協会、中部日中友好協会)	○	関係団体と連携を図りながら事業を実施出来た	●韓国語講座の開催 ●韓国語講座への国際交流員派遣 ●韓国姉妹都市交流事業への実施及び協力 ●外国人交流会等への支援
			○国際理解講座の開催	地域づくり支援課	●国際理解講座の開催 ・韓国のおそび、衣装試着体験 439名(第29回じどうかんまつりと同時開催) ・イタリア文化理解講座 21名 ・ハンガリー文化理解講座 38名	●国際理解講座の開催	●国際理解講座の開催 ・韓国のおそび、衣装試着体験 346名(第30回じどうかんまつりと同時開催)	○	普段接することの少ない海外の文化に触れる事で、参加者の海外の文化への理解が深まった	●国際理解講座の開催
【施策③】 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	59	B	○相談機関の充実と情報提供	人権政策課	●関係機関と連携して情報提供を行った ●Torifrendネットワークと連携して、災害(熊本地震)や就学についての制度等に関する学習会を開催した。12人参加。	●関係機関と連携して情報提供を行う	●関係機関と連携して情報提供を行った	○	関係機関と連携して情報提供ができた。	●関係機関と連携して情報提供を行う
			人権文化センター	(さわやか)月1回の保・小・児・文連絡会にて状況確認と対応をしている。 はばたき●センターだよりで情報提供をしてきた。 ●関係機関と連携し、受けた相談に対しては、相談支援に努力した。 ●地震被災後には、復旧に向けて支援内容や手続きについて伴走支援を行うことができた。	●引き続き、センターの相談機能の周知と充実を図る。生活困窮、子どもの貧困、福祉課題については、気づく、発見する活動を強化していく。はばたき	●月1回の保・小・児・文連絡会にて状況確認と対応をした。(さわやか) ●相談機能の周知と充実を図る努力を継続。児童センターとの連携、協働して生活困窮、子どもの貧困等福祉課題の発見に努めてきた。(はばたき)	○	●教育機関や地域で周知をし、対応している。(さわやか) ●関係機関と連携し情報提供しながら、センターとしても支援体制を整える努力をしてきた。(はばたき)	●今後も継続して福祉課題の発見と支援体制の構築に向けて努力していく。センターとして果たせる役割を周知していく。(はばたき)	
			学校教育課	●必要に応じて支援(中国語が話せる人の配置)をした。	●各校の実態に応じて外国にルーツを持つ児童生徒の支援を実施 ●保護者支援による異文化理解の学習実施	●各校の実態に応じて外国にルーツを持つ児童生徒の支援を実施 ●保護者支援による異文化理解の学習実施	○	必要に応じて、学校ごとに学習を進めた。	●各校の実態に応じて外国にルーツを持つ児童生徒の支援を実施 ●保護者支援による異文化理解の学習実施	
			地域づくり支援課	●市報・ホームページ等で窓口の周知を行い、市民生活相談を受け、関係機関への相談の受け渡しや、関係課との協力のうえ対応を行った。	●市報・ホームページで市民生活相談窓口を掲載する	●市報・ホームページ等で窓口の周知を行い、市民生活相談を受け、関係機関への相談の受け渡しや、関係課との協力のうえ対応を行った。	○	●多くの市民に利用していただいた。 ※平成29年度市民生活相談 電話・窓口相談実績 106件 電子メール相談 85件	●市報・ホームページで市民生活相談窓口を掲載する	

【施策③】 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	60	B	○相談機関の充実と情報提供	保健センター	●母子健康手帳の交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付:0件	●母子健康手帳の配布 母子健康手帳の交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付 ●必要に応じて健診等に、通訳者を依頼する。	●母子健康手帳の交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付:3件	-	外国版母子健康手帳交付対象者はなかった。 必要に応じて、乳幼児健診時等に通訳者を依頼した。	●母子健康手帳の配布 母子健康手帳の交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付 ●必要に応じて健診等に、通訳者を依頼する。
	61	B	○就学前教育・保育機関、学校等の交流会等による啓発	子ども家庭課	●保育所、児童館・児童センター等における交流会等の実施	●保育所、子育て総合支援センター、児童館・児童センター等における交流会等の実施	●保育所、児童館・児童センター等における交流会等の実施	○	異文化交流の実施	●保育所、児童館・児童センター等における交流会等の実施
				人権文化センター	●保育園交流会の開催。小学校学習会の時に読み聞かせを行った。(さわやか) ●児童センターと協働して、啓発活動や交流事業を実施した。(はばたき)	●児童センターが実施する乳幼児クラブ等も活用し、人権絵本等の読み聞かせを実施していく。合わせて保護者へも機会をとらえ啓発していく。(はばたき)	●保育園交流会の開催。小学校学習会の時に読み聞かせを行った。(さわやか) ●児童センターの利用について情報発信・紹介するだけにとどまった。(はばたき)	△	●交流会でのつながり活動、絵本での啓発活動を行えた。(さわやか) ●園や学校を通して、施設紹介することで利用を促進したり、相談できる施設であるということを周知できた。(はばたき)	●子どもたちや高齢者事業の中で外国にルーツを持つ方とのふれあい事業を実施していく(はばたき)
				学校教育課	●実態に応じた引き継ぎを行った。	●実態に応じた引き継ぎ ●保護者懇談会等での啓発活動を実施	●実態に応じた引き継ぎを行った。	○	実施できた。	●実態に応じた引き継ぎ ●保護者懇談会等での啓発活動を実施
	62	B	○市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動	人権政策課	●日本語学習会を年間12回実施した	●日本語学習等ニーズに応じた取り組み ※関連施策番号 63	●日本語学習会の実施	◎	日本語学習やニーズに応じた取組ができた。	●ニーズに応じた取り組みの実施
				人権文化センター	●児童センター事業へ個人的なお付き合いのレベルで参加をしていただくことができた。(はばたき)	●日本語学習会や地域からの情報、紹介を得て、センター事業等への参加を促していく。 ※関連施策番号 63	取り組みなし	-		●子どもたちや高齢者事業の中で外国にルーツを持つ方とのふれあい事業を実施していく(はばたき)
	63	B	○外国にルーツを持つ人のための日本語学習講座の開催	人権政策課・人権文化センター	5月～11月に計12回開催 平均参加人数5～8人	●日本語学習会の開催 ※関連施策番号 62	年間16回実施	◎	日本語学習を通して、外国にルーツの持つ人の困りごとを出し合う場などももうけることができた。	●日本語学習会の開催

男女共同参画を実現するプランの推進

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	平成28年度の実績	平成29年度以降の実施計画	平成29年度の実績	効果及び評価またその理由	平成30年度以降の実施計画	
【施策①】 推進体制の充実	64	A	○倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催	人権政策課	1回開催。		●年1回以上の開催	2回実施したが、プランの実施状況報告及び事業計画についての意見を聴く会の開催が年度末となってしまった。	○ 効果のある時期の開催とする必要がある。	●年1回以上の開催
	65	A	○倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会の開催	人権政策課	未実施。(鳥取県中部地震の発生により、プランの実施計画等についてまとめることが遅くなり報告することができなかった。)		●年1回以上の開催	未実施。(鳥取県中部地震に関する他事業に時間を要し開催できなかった。)	-	●年1回以上の開催
	66		○市民からの男女共同参画に関する施策に対する苦情、性別による差別的取扱いその他の相談窓口の充実	人権政策課、人権文化センター	●相談件数1件(人権局) 対応不可能な相談内容については関係課及び関係機関を紹介した。 ●相談窓口として受け付けていることを周知してきた。(センター)	●人権局及び人権文化センターに相談窓口を設置し、市民又は事業者からの性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の形成の推進を阻害する要因による人権侵害及び苦情申し出に対して関係各課、関係機関と連携して対応する。 ●センターだよりに留まらず、様々な機会を通じて、相談窓口として、の機能を有していることを周知していく。	●男女共同参画推進月間中の啓発パネル展示を見た市民から「男女共同参画」なんて意味がないとの苦情電話であったが、対応を要す内容ではなく施策に対する不満を聴いた。件数1件。 性別による人権侵害及び苦情申し立てはなかった。	○ 相談窓口の周知はできた。	●人権局及び人権文化センターに相談窓口を設置し、市民又は事業者からの性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の形成の推進を阻害する要因による人権侵害及び苦情申し出に対して関係各課、関係機関と連携して対応する。 ●センターだよりに留まらず、様々な機会を通じて、相談窓口として、の機能を有していることを周知していく。	
	67	A	○女性職員の昇進・管理的役割への積極的登用にに向けた計画的育成	職員課	H29.4.1現在 係長級以上 47人 キャリアデザイン研修の実施	●係長級以上の女性登用の推進 ●キャリアデザイン研修の実施	H30.4.1現在 係長級以上 49人 キャリアデザイン研修の実施	○ 係長級以上の女性登用は、微増 キャリアデザイン研修を32人が受講し、これまでの自分を振り返り、3～5年後の将来像を描き、その実現に向けての課題を考えた。	●係長級以上の女性登用の推進 ●キャリアデザイン研修の実施	
	68	A	○ハラスメント防止に関する職員の相談・苦情窓口の充実	職員課	相談窓口設置済	●「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」により職員の相談窓口を設置	相談窓口設置済	○ 相談件数 1件	●「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」により職員の相談窓口を設置	
	69	A	○次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	職員課	・配偶者が出産した男性職員に対し、制度説明リーフレットの配付及び制度説明を行った。●件 ・年次休暇等取得しやすい職場環境づくり(休暇予定表の作成や掲示、管理職による声掛け等)を行った。	●出産・育児に係る制度を利用しやすい職場環境づくり ●男性職員の育児に係る特別休暇等の取得促進 ●総労働時間の縮減に向けた取組 ●年次休暇等の取得促進 ●女性職員がこれまで以上に活躍できる職場環境づくり	・配偶者が出産した男性職員に対し、制度説明リーフレットの配付及び制度説明を行った。9件 ・年次休暇等取得しやすい職場環境づくり(休暇予定表の作成や掲示、管理職による声掛け等)を行った。 ・管理職研修を実施し、イクボス宣言を行った。	○ ・配偶者出産休暇取得 6人 ・男性の育児参加休暇取得 4人 ・年次取得 平均 11日1.74時間 ・イクボス宣言率 100%	●出産・育児に係る制度を利用しやすい職場環境づくり ●男性職員の育児に係る特別休暇等の取得促進 ●総労働時間の縮減に向けた取組 ●年次休暇等の取得促進 ●女性職員がこれまで以上に活躍できる職場環境づくり	
				人権政策課	未実施。(鳥取県中部地震の発生により、プランの実施計画等についてまとめることが遅くなり報告することができなかった。)	●倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会を開催し、関係課と連携し「特定事業主行動計画」を推進する。	未実施	-	他事業の実施により開催時期を逃してしまった。	●倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会を開催し、関係課と連携し「特定事業主行動計画」を推進する。
70	A	○くらし男女共同参画推進スタッフ会の設置による啓発推進	人権政策課	施策番号2と同じ	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA、企業内研修会等での啓発活動 ※施策番号2	施策番号2と同じ	○ 施策番号2と同じ	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA、企業内研修会等での啓発活動 ※施策番号2		
【施策②】 市民・事業者との連携・協働と啓発の充実	71	A	○「くらし男女共同参画推進スタッフ」、「あすをつくる倉吉女性塾」等の男女共同参画関係機関等との連携・共同による啓発の推進	人権政策課	●スタッフによる出前講座は要請がなく未実施となった。 ●女性塾とは連携できた。 ●同和教育推進員(250名)を委嘱し、地域における人権・同和教育を推進した	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動 ●同和教育推進員を委嘱し、地域における人権・同和教育を推進する	●各地区公民館・自治協議会と連携したスタッフの活用について周知・お願いをし、●件の町内学習会の依頼あり。人権政策課に講師依頼のあった町内学習会(●件)にスタッフによる出前講座として朗読劇をととして啓発を行い好評を得た。実施回数2回。 ●女性塾と連携できた。 ●同和教育推進員(250名)を委嘱し、地域における人権・同和教育を推進した	◎ スタッフ、女性塾のメンバーの意見をにより、より効果的に啓発事業を実施できた。	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動 ●同和教育推進員を委嘱し、地域における人権・同和教育を推進する	
	72	A	○国及び他の地方公共団体と連携した啓発等の推進	人権政策課	●県と連携して、啓発等男女共同参画の推進を行った(県関係) ・県事業の周知、連携協力 ・輝く女性活躍加速化とつとり会議への参加(よりん彩:県男女共同参画センター関係) ・よりん彩記念日フォーラムへの参画 ・よりん彩講座の周知、参加 ・相談窓口等との連携 ●国が実施する男女共同参画に関係した運動等、ポスター、チラシ、市報、ホームページを活用して、啓発を行った。	●国・県との連携し各種講座の情報提供や啓発を行う。	●県と連携して、啓発等男女共同参画の推進を行った(県関係) ・県事業の周知、連携協力 ・輝く女性活躍加速化とつとり会議への参加(よりん彩:県男女共同参画センター関係) ・よりん彩記念日フォーラムへの参画 ・よりん彩講座の周知、参加 ・相談窓口等との連携 ●国が実施する男女共同参画に関係した運動等、ポスター、チラシ、市報、ホームページを活用して、啓発を行った。	◎ 連携して情報提供、啓発できた	●国・県との連携し各種講座の情報提供や啓発を行う。	

【施策③】 点検・評価	73	A	○市民・事業者・団体及びNPO等との連携・協働による研修会・講座等の開催	人権政策課	●市民団体等と連携したあすをつくる倉吉女性塾主催の研修会を開催。2回 参加人数 延63人	●市民団体等と連携して、講演会・研修会等及びあすをつくる倉吉女性塾を開催	●市民団体等と連携したあすをつくる倉吉女性塾主催の研修会を開催。1回 参加人数 51人	○	連携して実施できた。開催時期等参加者増が見込める工夫が必要。	●市民団体等と連携して、講演会・研修会等及びあすをつくる倉吉女性塾を開催
				人権政策課	●講座等の開催にあたり、協力依頼、情報提供等を行った。 ●フォーラムの開催に当たり、事業所の協力を得て実施予定であったが鳥取県中部地震により中止となった。	●事業者との連携	●講座等の開催にあたり、協力依頼、情報提供等を行った。	○	協力依頼、情報提供を行ったところ、ワークライフバランス講演会への事業所関係者の参加が見られたが、さらに事業所関係者の参加しやすい平日開催について検討を要する。	●事業者との連携
				生涯学習課	●男女共同参画に限らず、広く「人権尊重する社会の構築」をテーマに地区公民館は自治公協の事務局として町内学習会等開催を支援した。地区によっては地区公事業として人権教育講座を開催した。 ●地区公民館でし、市民・事業者・団体及びNPO等から講師を招く、視察に行く、共催事業を行う等連携・共同・支援を行った。	●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館が連携し、研修等の開催 ●市民・事業者・団体及びNPO等との連携・協働による地区公民館事業の実施	●男女共同参画に限らず、地区公民館は自治公協の事務局として町内学習会等開催を支援した。 ●地区公民館では、公民館事業の講師を市民・事業者・団体及びNPO等から招いたり、共催事業を行うなど、連携あるいは支援という形で事業を実施した。	○	すべての地区公民館ではないが必要に応じて開催している。	●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館が連携し、研修等の開催 ●市民・事業者・団体及びNPO等との連携・協働による地区公民館事業の実施
	74	A	○プランの推進について各課からの計画・実績・評価を毎年とりまとめ、倉吉市男女共同参画推進市民会議に報告し、情報を市民に公開	人権政策課	●計画・実績・評価についてはとりまとめたが、平成28年度の地震の影響により市民会議を開催できず、情報についても公開未実施	●計画・実績・評価を市民会議に報告し、情報を市民に公開 ●「倉吉市における男女共同参画推進について」を着実に実行する	●計画・実績・評価を平成30年2月市民会議に報告し、情報を市民に公開した。	△	●平成28年度の地震による事業の未実施が多く、十分な内容分析ができなかった。 ●「倉吉市における男女共同参画推進について」を推進本部及び幹事会で再確認するに至らなかった。	●計画・実績・評価を市民会議に報告し、情報を市民に公開 ●「倉吉市における男女共同参画推進について」を着実に実行する
				人権政策課	●国及び県の行う各種調査を含めて、審議会、委員会、各種団体等の役員の登用状況について調査し、このうち女性議員数、審議会及び市役所職員における女性登用状況をホームページで公表した。	●情報の収集、調査研究及び公表	●国及び県の行う各種調査を含めて、審議会、委員会、各種団体等の役員の登用状況について調査し、このうち女性議員数、審議会及び市役所職員における女性登用状況をホームページで公表した。	◎	公表することにより、市民に意識付けができる。	●情報の収集、調査研究及び公表